

# 真庭市一般廃棄物資源化等基本計画 (一般廃棄物処理基本計画)

【案】

令和 年 月 策定

真庭市

# 目 次

## 第1章 計画策定の基本的事項

1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の進捗管理	5

## 第2章 ごみ処理基本計画

1	ごみ処理の状況	6
2	ごみ処理の評価	28
3	ごみ処理の課題	33
4	ごみ処理の目標	35
5	基本方針と施策	37

## 第3章 生活排水処理基本計画

1	生活排水処理の状況	51
2	生活排水処理の評価	55
3	生活排水処理の課題	56
4	生活排水処理の目標	56
5	基本方針と施策	57

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の背景及び目的

我が国では、令和6年5月に「第六次環境基本計画」、同年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、環境保全に向けた廃棄物の適正処理・処分、資源循環に係る施策が示された。

令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）」が施行され、食品ロスやプラスチックに関する取組の推進が求められているところである。また、令和7年11月には、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下、「再資源化事業等高度化法」という。）」が全面施行され、温室効果ガス排出量の削減効果が高い資源循環の促進に向けて効率的な再資源化の実施が求められている。

真庭市（以下、「本市」という。）においては、令和4年3月に本市の所有する「真庭市一般廃棄物最終処分場」の埋立が終了し、焼却灰を外部委託により処理している。また、令和7年1月より「真庭市くらしの循環センター」が稼働開始するとともに、令和7年4月には焼却施設を集約し、廃棄物処理体制が大きく変化しているところである。

本市では、平成28年2月に「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（以下、「前回計画」という。）」を策定し、廃棄物の適正処理を推進してきたが、廃棄物処理体制が大きく変化していることを受け、前回計画の評価・見直しを行うとともに、国の廃棄物処理行政及び本市の廃棄物処理体制に対応した新たな一般廃棄物資源化等基本計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

## 2 計画の位置づけ

### （1）関係法令等との関係

本計画の関係法令との関連性は、図1-2-1に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」の第6条第1項に基づき、ごみの排出抑制・発生から最終処分に至るまでの適正処理に必要な基本的事項、及び生活排水の処理方法等について定めたものである。

なお、本計画は、国の法律や本市の総合計画等、上位計画との整合が図られたものである。

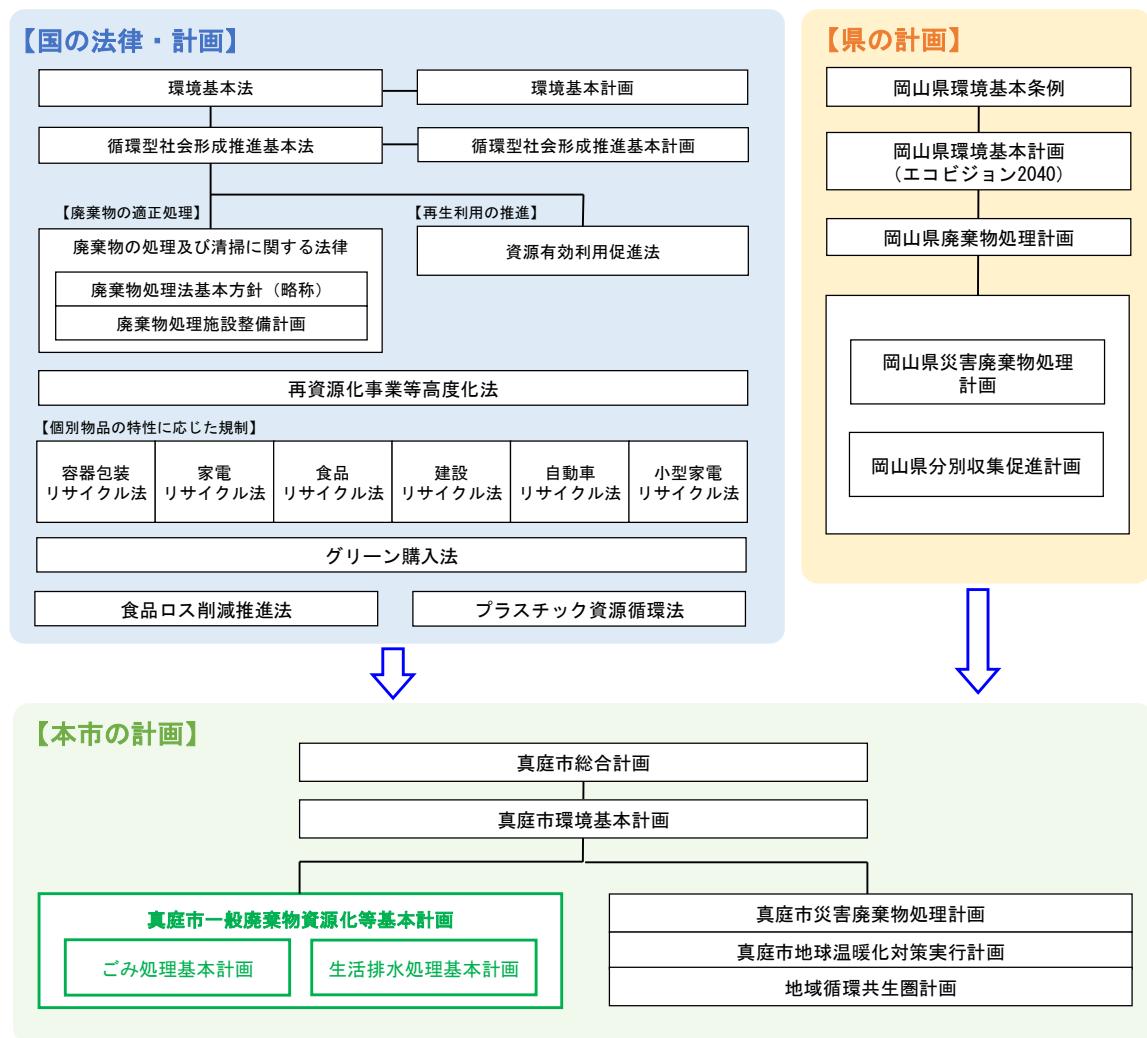


図 1-2-1 関係法令との関連性

## (2) 対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とする。

## (3) 対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は図 1-2-2 に示すとおりであり、本市で発生する一般廃棄物を対象とする。

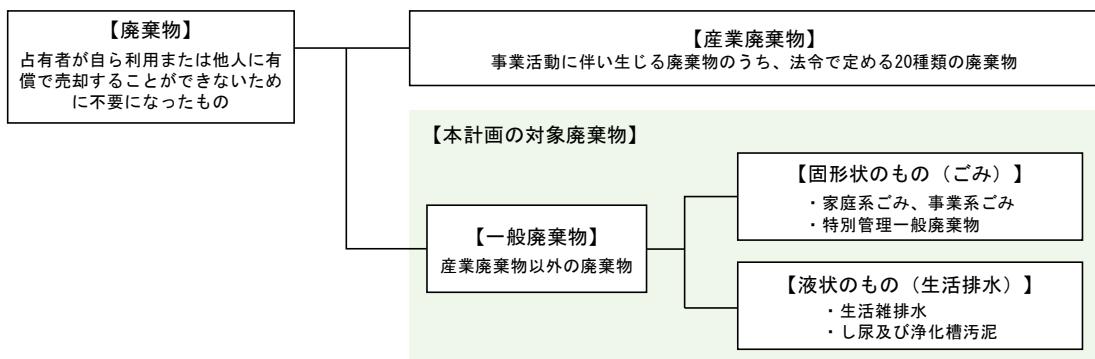


図 1-2-2 対象廃棄物

#### (4) 計画期間

本計画の計画期間は、表 1-2-1 に示すとおりである。

本計画の計画期間は、本計画の上位計画である第3次真庭市総合計画との整合を図り、令和22年度までの15年間とする。なお、本計画は、5年毎に前期・中期・後期に区分し、令和12年度、令和17年度、令和22年度を計画目標年度とする。本計画の数値目標等は前期計画期間である令和12年度において定めるものとし、中期計画、後期計画の数値目標等は、計画の進捗を確認し、適宜見直しを行うものとする。

(計画期間) 15年間(令和22年度)

(前期計画：令和 12 年度、中期計画：令和 17 年度、後期計画：令和 22 年度)

表 1-2-1 計画期間の考え方

## (5) 基本理念

本計画では、住民・事業者・行政等の各主体間で共通する合言葉として新たな基本理念を定めるものとする。

国では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略とすることを定めている。

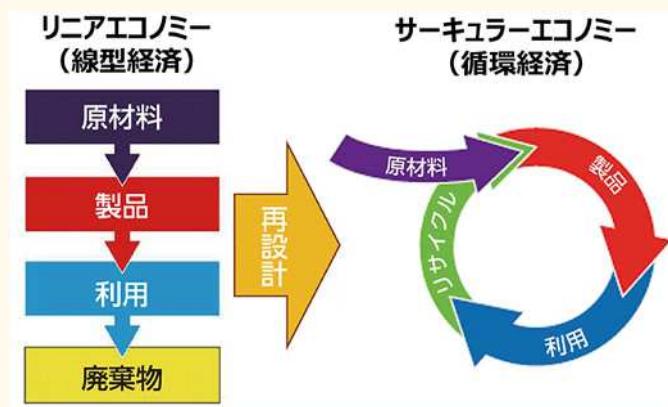
本市においては生ごみ等資源化事業を実施し、本市独自の循環の仕組みづくりを目指しているところである。このため、基本理念は、本市の目指すべき方向性を踏まえ、ごみを単なる廃棄物ではなく貴重な「資源」として捉え、廃棄せず可能な限り再使用・再生利用する仕組みを整備し資源循環に取り組むことで、持続可能な地域社会の形成を目指していくものとする。

## (基本理念) 資源を捨てない持続可能な地域社会の実現

### 【参考：循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方】

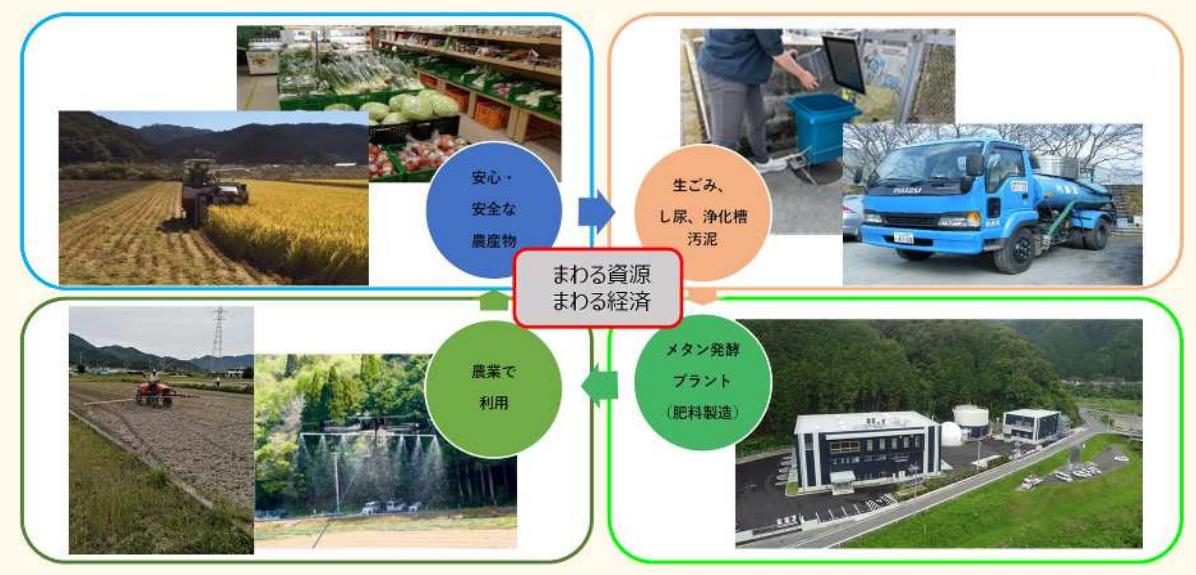
近年、資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の線形経済から持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を目指すことが世界の潮流となっている。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものである。



出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

### 【参考：地域で作る循環のしくみづくりの考え方】



### 3 計画の進捗管理

計画の進捗管理には、図 1-3-1 に示した Check(評価)、Act(見直し)、Plan(計画の策定)、Do(実行)、の CAPD サイクルにより、継続的かつ定期的に一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し、評価を行う。

#### 【評価（Check）】

一般廃棄物処理に係る数値目標及び取組実施状況について毎年、進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するとともに、その結果を市民に対し公表する。

#### 【見直し（Act）】

評価を踏まえ、概ね 5 年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合に必要に応じて見直しを行う。

#### 【一般廃棄物処理基本計画の策定（Plan）】

市民等の意見を広く聴き、一般廃棄物処理基本計画を策定する。また、市の HP への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知を行う。

#### 【施策の実行（Do）】

一般廃棄物処理基本計画に基づき施策・取組を実行する。

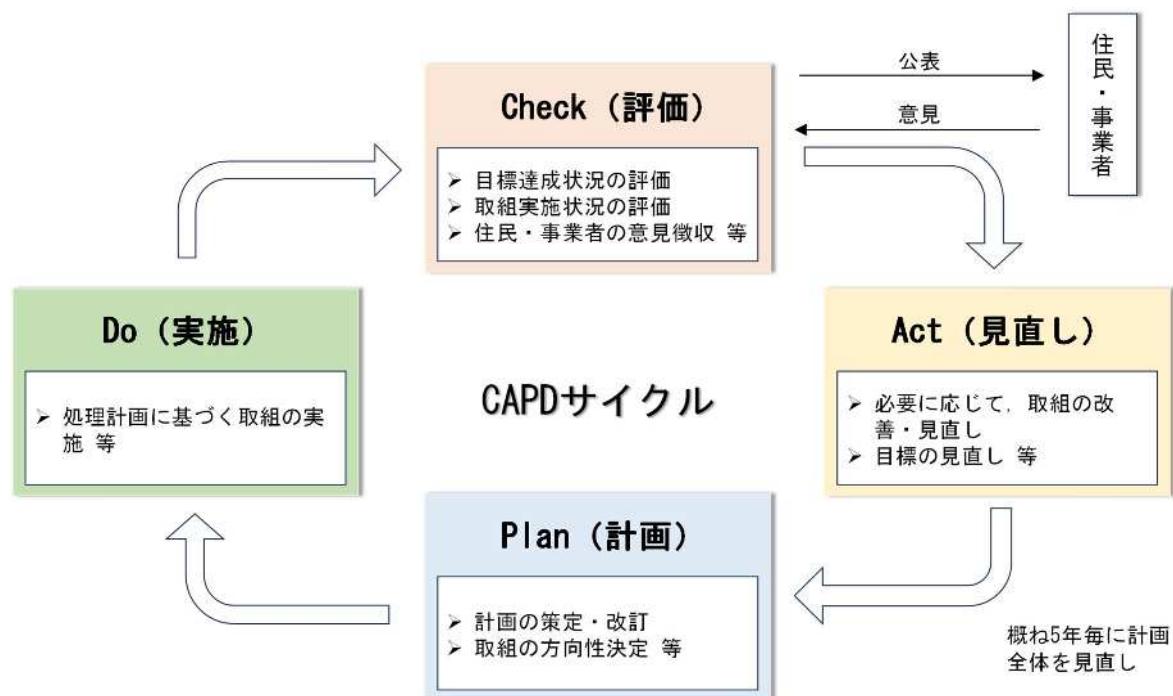


図 1-3-1 計画の進捗管理

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の状況

#### (1) 前回計画期間中に実施した主な取組

前回計画中の主な取組は表 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-1 前回計画期間中の主な取組

年度	主な施策
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>生ごみ資源化モデル事業の開始</li></ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>省エネ・低炭素型の製品を選択する「COOL CHOICE」の取組推進を宣言</li></ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>SDGs 未来都市として認定され、真庭版 SDGs の取組を「SDGs 未来杜市」として全国に発信</li><li>ごみの減量化・再資源化の PR として、ごみで作ったモニュメント「真庭のシシ」作成</li></ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"><li>ごみの分別方法・収集日が確認可能なアプリ「スマエコ app」の作成</li><li>SDGs を市民運動としての推進を目指し、真庭 SDGs 円卓会議結成大会を開催</li><li>地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体に選定</li></ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し「2050 ゼロカーボンシティまにわ宣言」を表明</li></ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>2030 年度までに全国に先駆け脱炭素を目指す「第 1 回脱炭素先行地域」に選定</li></ul>
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>生ごみの分別開始に向けた普及啓発活動の開始</li></ul>
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>ごみ処理手数料の改定</li><li>真庭市くらしの循環センターの稼働開始及び生ごみの分別収集の開始</li><li>既存の焼却施設 3 施設をクリーンセンターまにわに集約化</li><li>既存のし尿処理施設「旭水苑」の稼働停止</li></ul>

## (2) ごみの分別区分等

### 【ごみの分別区分】

ごみの分別区分は、表 2-1-2 に示すとおりである。

令和 5 年度までは「生ごみ」を「燃えるごみ」として収集していたが、令和 6 年度より新たに「生ごみ」の区分を、令和 7 年度には資源ごみの中に「布類」の区分を設定し分別収集を開始したところである。

収集ごみの分別区分は 18 区分であり、この内資源ごみは 13 区分設定している。

### 【収集頻度】

ごみの収集頻度は、表 2-1-2 に示すとおりである。

収集運搬は委託業者が実施しており、燃えるごみは週 2 回、燃えないごみは月 1~2 回、資源ごみは種類により月 1 回~月 3 回の頻度でステーション収集を行っている。

また、生ごみはステーション等に設置している収集容器に排出し、週 2 回の頻度で収集を行っている。

### 【ごみ処理手数料】

ごみ処理手数料は、表 2-1-3 に示すとおりである。

ごみ処理体制の変化に対応するためごみ処理手数料の見直しを行い、令和 7 年 1 月より新たなごみ処理手数料に改定した。

家庭系ごみの内、収集ごみについては、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみは手数料を徴収しており、資源ごみは無料で収集している。

表 2-1-2 ごみの分別区分

区分		収集頻度	収集方式	排出方法	
収集ごみ	燃えるごみ	2回/週	ステーション方式	指定袋	
	燃えないごみ	1回/月		指定袋	
	金属類(小)	1~2回/月			
	アルミ缶・スチール缶	1~2回/月			
	無色透明のビン				
	茶色のビン				
	その他の色のビン				
	ペットボトル				
	プラスチック容器包装類	2~3回/月		透明又は半透明袋	
	プラスチック製品	1~2回/月			
	小型家電				
	乾電池				
	布類	1回/月	ひもで縛る 収集容器		
	古紙類	2回/月			
	生ごみ	2回/週			
	使用済み食用油	6回/年		ペットボトル等	
	粗大ごみ	1回/月		粗大用札	
持込ごみ	大型家電・大型家具類・大型金属類・その他	クリーンセンターまにわに直接搬入			
	農機具類				
	農業用ビニール類				

表 2-1-3 ごみ処理手数料

	家庭系ごみ(収集)		家庭系ごみ(直搬)		事業系ごみ	
	指定袋 [L]	料金 [円/枚]	料金 [円/kg]	料金 [円/kg]		
燃えるごみ	20	30	14	18		
	45	66				
燃えないごみ	20	30	14	18		
	45	66				
資源ごみ	20	無料	無料	分別済み：無料 未分別：9		
	45					
生ごみ	なし	搬入無し		無料		
粗大ごみ	なし	66円/品目		18		
使用済み食用油	無料	搬入無し		搬入無し		

### (3) ごみ処理体制

#### 【ごみ処理フロー】

ごみ処理フローは、図 2-1-1 に示すとおりである。

燃えるごみはクリーンセンターまにわ（焼却施設）に搬入し、焼却処理を行っている。また、燃えないごみの内、金属類（小）、ガラス・陶磁器類、一部資源ごみについてはクリーンセンターまにわ（リサイクルプラザ）に搬入し破碎・選別・圧縮処理を行っている。

生ごみ、し尿、浄化槽汚泥は「真庭市くらしの循環センター」に搬入しメタン発酵処理を行っている。

#### 【ごみ処理施設】

ごみ処理施設は、表 2-1-4～表 2-1-6 に示すとおりであり、焼却施設 1 施設、生ごみ等資源化施設 1 施設、中継施設 2 施設を所有している。

クリーンセンターまにわは平成 11 年に竣工し、処理能力は焼却施設が 30t/日、リサイクルプラザが 11t/日となっている。

真庭市くらしの循環センターは令和 6 年 12 月に竣工し、処理能力は生ごみが 10m<sup>3</sup>/日、し尿・浄化槽汚泥が 95m<sup>3</sup>/日となっている。

また、中継施設として、稼働を終了した真庭北部クリーンセンター、コスマスククリーンセンターの施設を活用し、仮設の北部地区中継施設・南部地区中継施設を設置しごみの受入を行っている。北部地区中継施設・南部地区中継施設のごみの受入フローは

図 2-1-2 及び

図 2-1-3 に示すとおりである。

なお、各中継施設は、令和 10 年 4 月の本格稼働に向け、施設の整備を進めている。

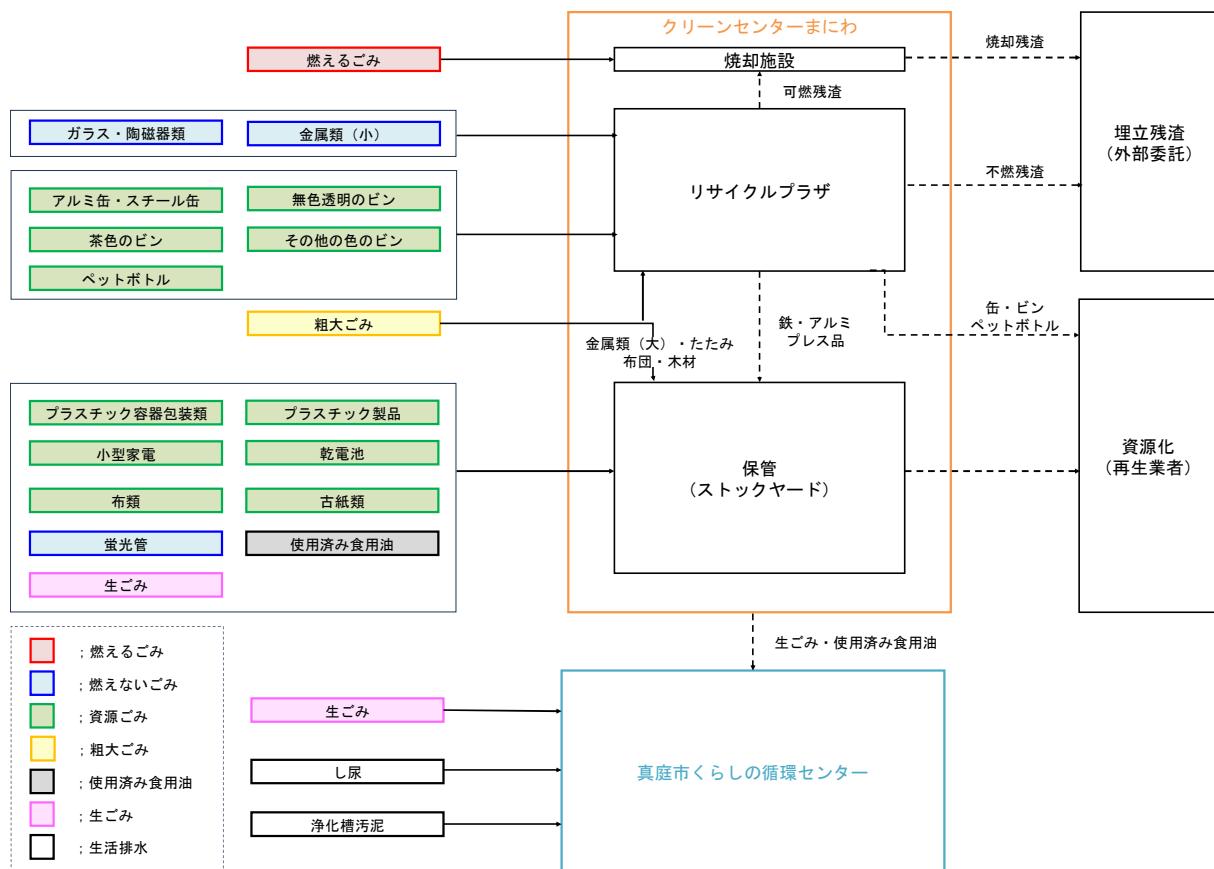


図 2-1-1 廃棄物処理の流れ

表 2-1-4 クリーンセンターまにわ

内容	
所在地	真庭市樺西 290
稼働年月	平成 11 年 10 月
施設構成	・ 处理対象物：燃えるごみ ・ 处理能力：30t/日 (15t/8h×2 炉) ・ 处理方式：機械化バッチ燃焼式ストーカ炉
	・ 处理対象物：燃えないごみ、資源ごみ (缶・ペットボトル・ビン)、粗大ごみ ・ 处理能力：11t/日 ・ 处理方式：破碎、選別、圧縮
	・ 处理対象物：資源ごみ、粗大ごみ

表 2-1-5 真庭市くらしの循環センター

内容	
所在地	真庭市赤野 1205-2
稼働年月	令和 7 年 1 月
施設構成	・ 处理対象物：生ごみ、し尿、浄化槽汚泥 ・ 处理能力：10m <sup>3</sup> /日 (生ごみ)、95m <sup>3</sup> /日 (し尿、浄化槽汚泥) ・ 製造量：33m <sup>3</sup> /日 (メタン発酵消化液)、1,200m <sup>3</sup> /日 (バイオガス) ・ 处理方式：メタン発酵、バイオガス化

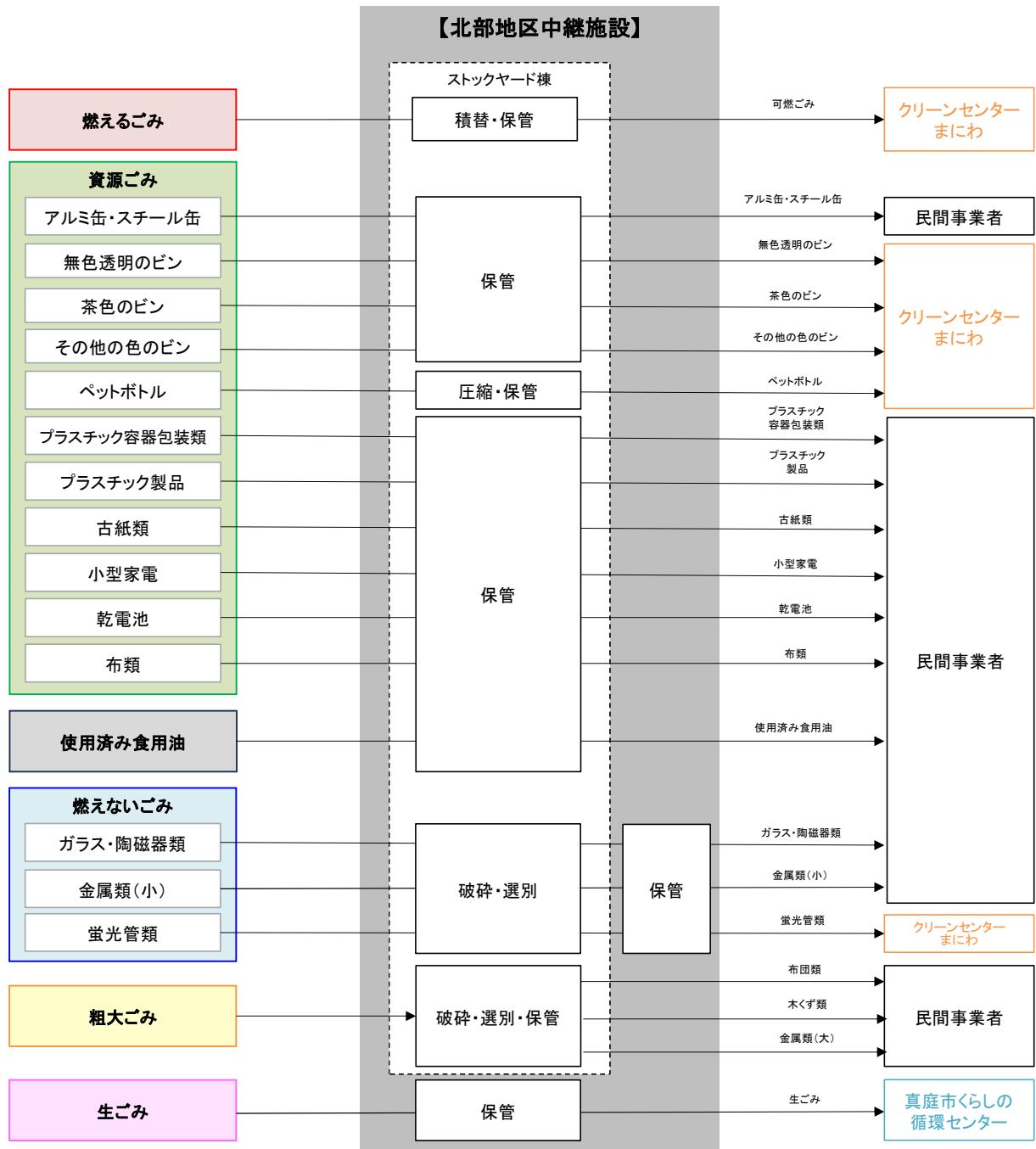


図 2-1-2 北部地区中継施設のごみの受入フロー

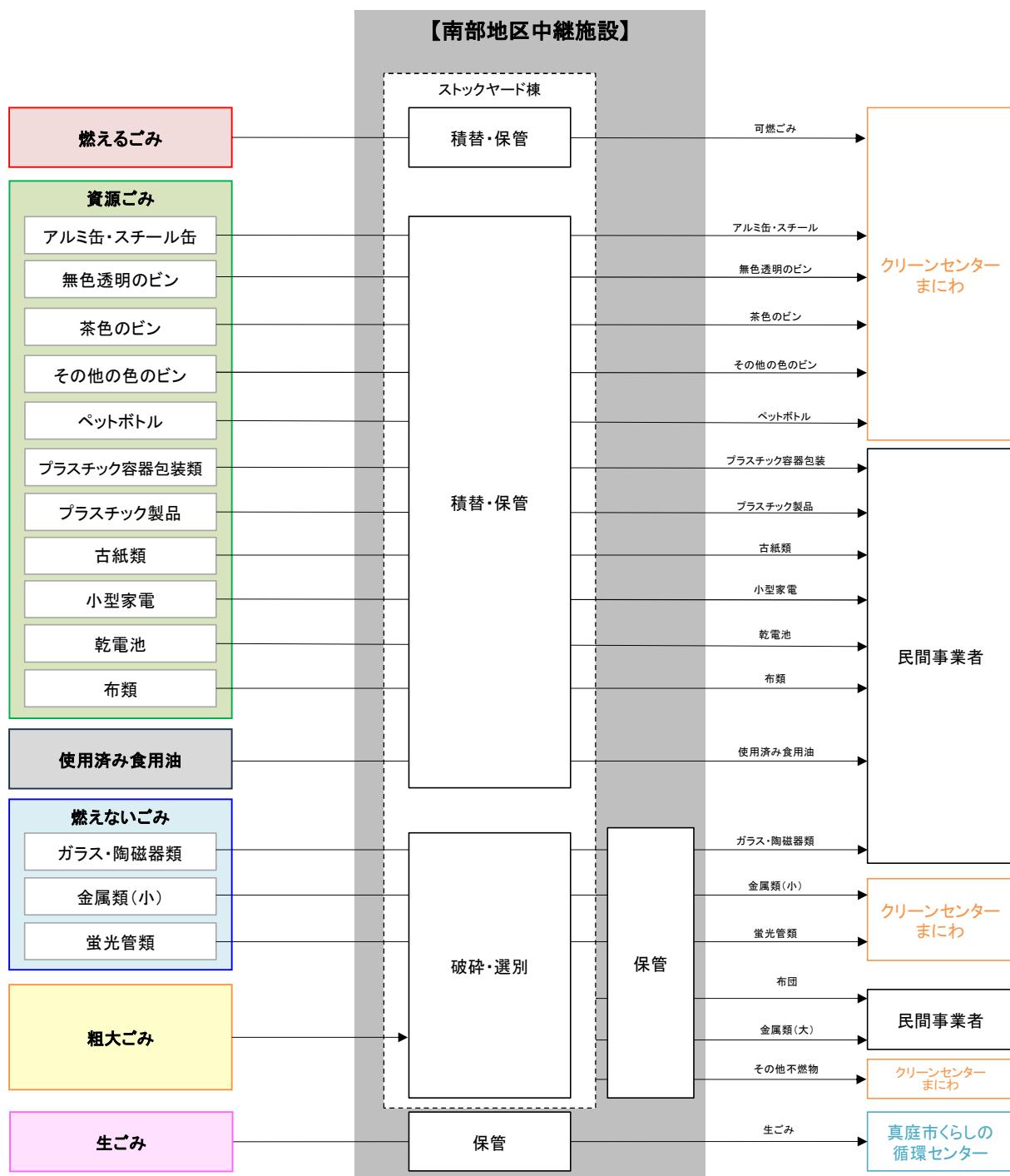


図 2-1-3 南部地区中継施設のごみの受入フロー

表 2-1-6 中継施設

	北部地区中継施設	南部地区中継施設
所在地	岡山県真庭市蒜山初和 592-1	岡山県真庭市宮地 631-3

#### (4) ごみ排出量等の推移

##### ア ごみ排出量

##### 【ごみ総排出量】

ごみ総排出量の推移は図 2-1-4 及び表 2-1-7 に示すとおりである。

ごみ総排出量は、令和元年度は 14,682t/年であったのに対し、燃えるごみと粗大ごみの減少により令和 5 年度は 13,755t/年となっている。

また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和元年度は 905.2g/人・日であったのに対し、令和 5 年度は 897.7g/人・日となっている。

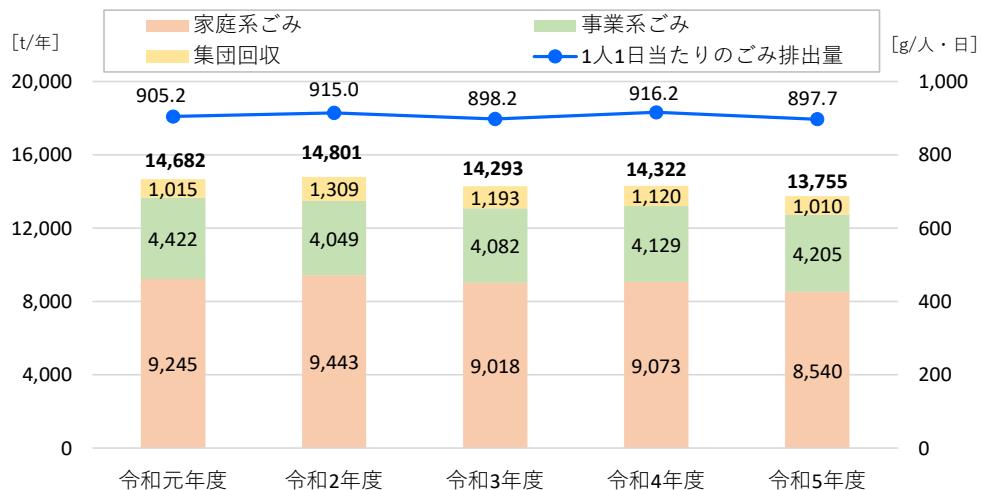


図 2-1-4 ごみ総排出量の推移 (排出形態別)

表 2-1-7 ごみ総排出量の推移 (ごみ種別)

単位 : t/年

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ごみ排出量	13,667	13,492	13,100	13,202	12,745
燃えるごみ	11,083	10,885	10,702	10,725	10,368
燃えないごみ	375	404	382	389	370
資源ごみ	1,383	1,377	1,385	1,460	1,319
粗大ごみ	826	826	631	628	688
集団回収量	1,015	1,309	1,193	1,120	1,010
ごみ総排出量	14,682	14,801	14,293	14,322	13,755

\*計画策定期点において、令和 6 年度の一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）が未公表であったため、最新年度として令和 5 年度実績を採用した。

##### 【1 人 1 日当たりのごみ排出量】

1 人 1 日当たりどのくらいのごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出される。

(算出式) 1 人 1 日当たりのごみ排出量[g/人・日]

$$= \text{ごみ総排出量}[t/\text{年}] \times 10^6 \div \text{人口}[人] \div \text{年間日数}[日/\text{年}]$$

## 【家庭系ごみ排出量】

家庭系ごみ排出量の推移は図 2-1-5 及び表 2-1-8 に示すとおりである。

家庭系ごみ排出量は、令和元年度は 9,245t/年であったのに対し、燃えるごみと粗大ごみの減少により令和 5 年度は 8,540t/年となっている。

また、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和元年度は 570.0g/人・日であったのに対し、令和 5 年度は 557.4g/人・日となっている。

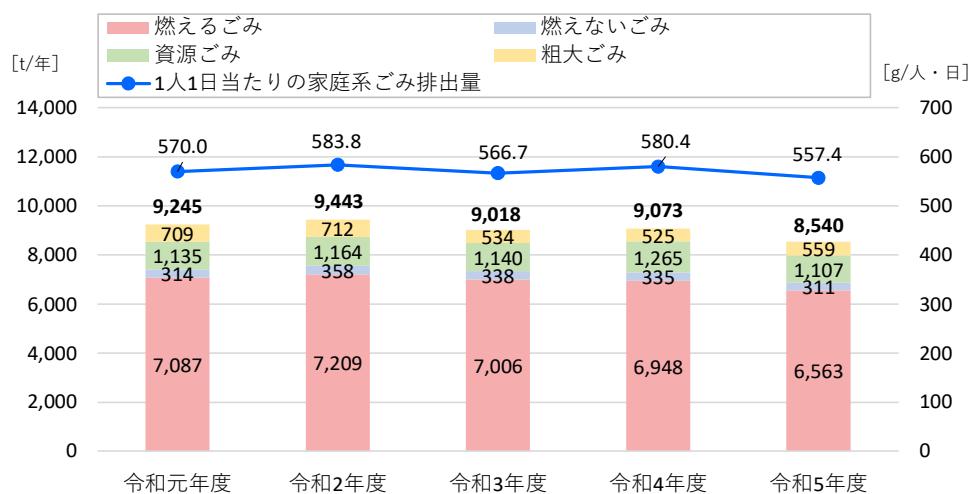


図 2-1-5 家庭系ごみ排出量の推移

表 2-1-8 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

単位 : g/人・日

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
燃えるごみ	436.9	445.7	440.3	444.5	428.3
燃えないごみ	19.4	22.1	21.2	21.4	20.3
資源ごみ	70.0	72.0	71.6	80.9	72.2
粗大ごみ	43.7	44.0	33.6	33.6	36.5
合計	570.0	583.8	566.7	580.4	557.4

※四捨五入の関係から合計が合わない場合がある。

### 【1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量】

家庭から、1 人 1 日当たりどのくらいのごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出される。

(算出式) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量[g/人・日]

$$= \text{家庭系ごみ排出量[t/年]} \times 10^6 \div \text{人口[人]} \div \text{年間日数[日/年]}$$

## 【事業系ごみ排出量】

事業系ごみ排出量の推移は図 2-1-6 及び表 2-1-9 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、令和元年度は 4,422t/年であったのに対し、令和 5 年度は燃えるごみの減少により 4,205t/年となっている。

また、1 日当たりの事業系ごみ排出量は、令和元年度は 12.08t/日であったのに対し、令和 5 年度は 11.49t/日となっている。

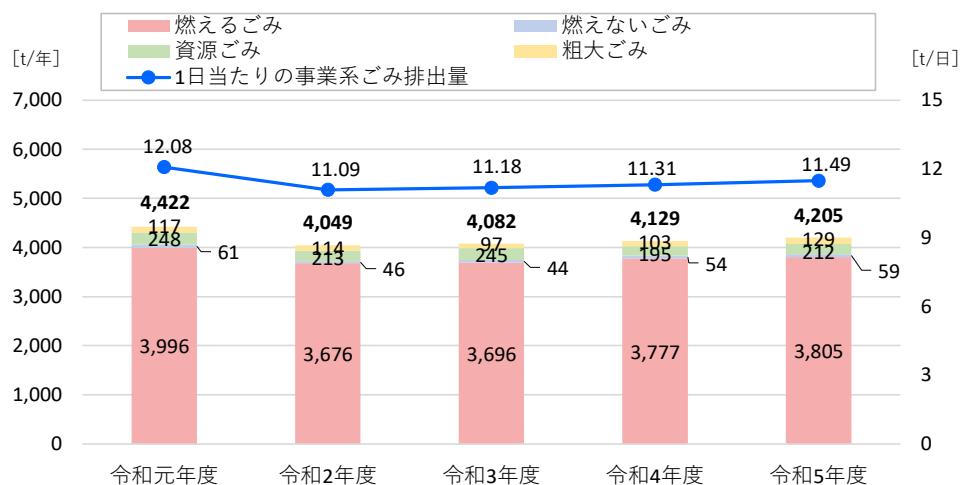


図 2-1-6 事業系ごみ排出量の推移

表 2-1-9 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移

単位 : t/日

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
燃えるごみ	10.92	10.07	10.13	10.35	10.40
燃えないごみ	0.17	0.13	0.12	0.15	0.16
資源ごみ	0.68	0.58	0.67	0.53	0.58
粗大ごみ	0.32	0.31	0.27	0.28	0.35
合計	12.08	11.09	11.18	11.31	11.49

※四捨五入の関係から合計が合わない場合がある。

### 【1 日当たりの事業系ごみ排出量】

事業所から、1 日当たりどのくらいのごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出される。

(算出式) 1 日当たりの事業系ごみ排出量 [t/日]

$$= \text{事業系ごみ排出量} [\text{t/年}] \div \text{年間日数} [\text{日/年}]$$

## イ 処理・処分の状況

### 【焼却処理量】

焼却処理量は、図 2-1-7 に示すとおりである。

焼却処理量は、燃えるごみの排出量が減少したことにより、令和元年度は 11,215t/年であったのに対し、令和 5 年度は 10,527t/年となっている。また、1 人 1 日当たりの焼却処理量は、令和元年度は 691.4g/人・日であるに対し、令和 5 年度は 687.0g/人・日となっている。

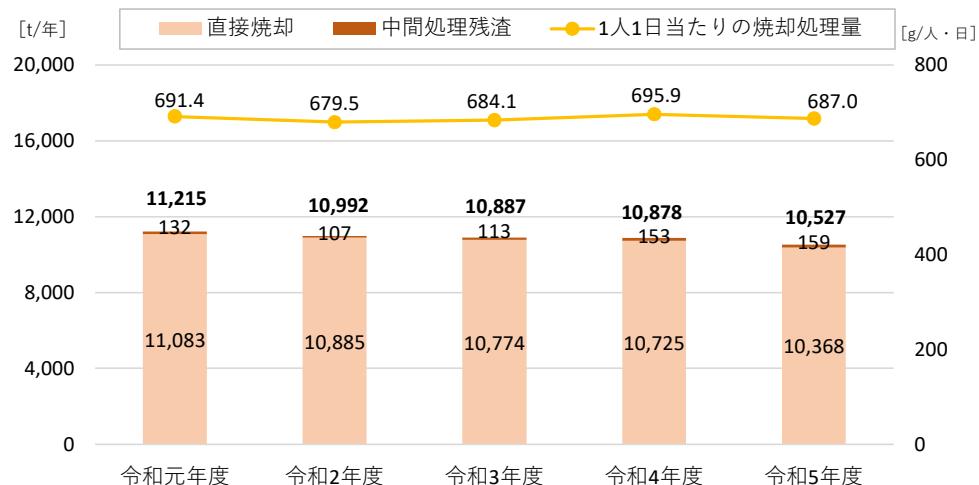


図 2-1-7 烧却処理量等の推移

### 【リサイクル率】

リサイクル率は、図 2-1-8 に示すとおりである。

資源化量は、令和元年度は 4,122t/年であったのに対し、令和 5 年度は 4,468t/年となっている。また、リサイクル率は、令和元年度は 28.1% であったのに対し、令和 5 年度は 32.5% となっている。これは、ごみ総排出量が減少しているのに対し、中間処理後再生利用量の増加に伴い資源化量が増加していることに起因している。

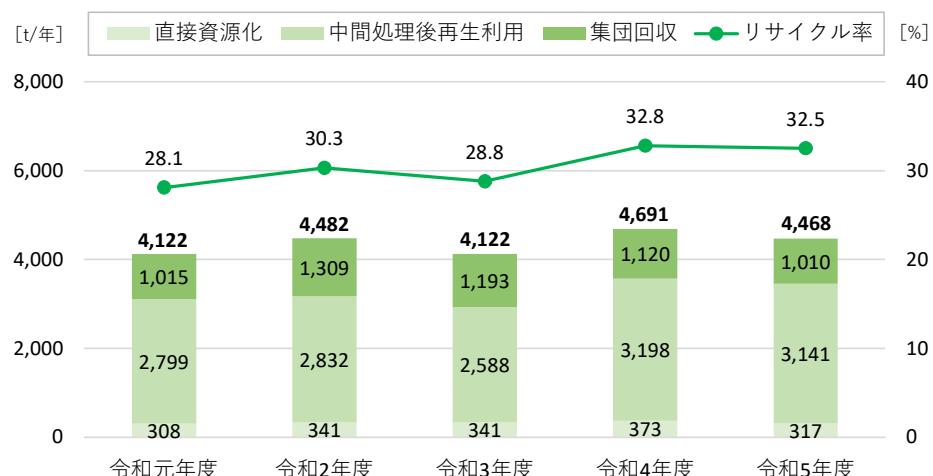


図 2-1-8 リサイクル率等の推移

## 【最終処分量】

最終処分量は、図 2-1-9 に示すとおりである。

最終処分量は、令和 3 年度までは 700t/年程度であったのに対し、令和 4 年度以降は焼却残渣の処理を外部委託し、路盤材に再生していることから焼却残渣量が 0t/年になり、80t/年まで減少している。

また、最終処分率は、最終処分量と同様の傾向であり、令和元年度～令和 3 年度までは 5.0% 前後であったのに対し、令和 4 年度及び令和 5 年度の最終処分率は 0.6% となっている。

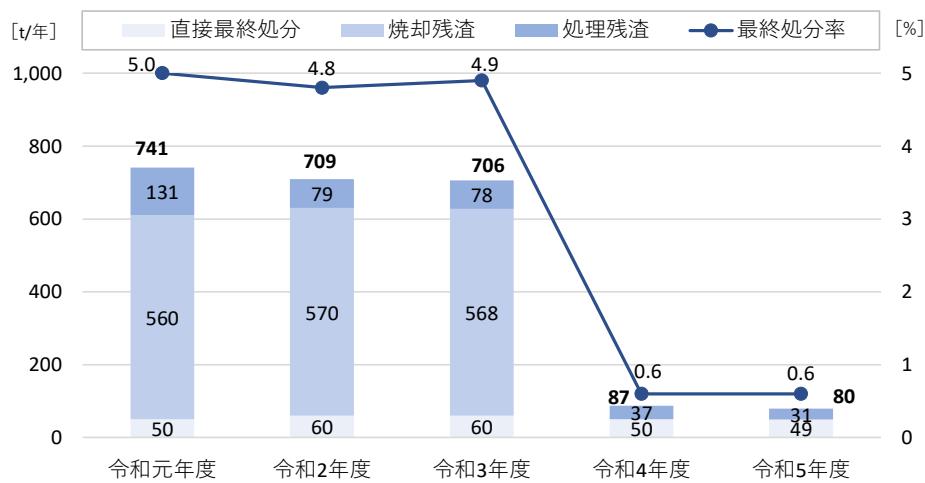


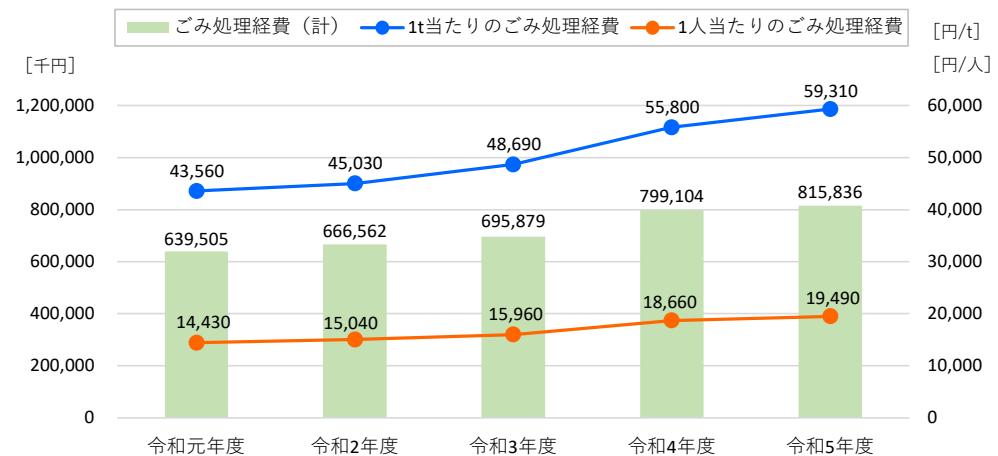
図 2-1-9 最終処分量等の推移

## ウ ごみ処理経費

ごみ処理経費は、図 2-1-10 及び表 2-1-10 に示すとおりである。

ごみ処理経費は令和元年度は 6.4 億円であったのに対し、令和 5 年度は処理費や委託費の増加により約 8.2 億円となっている。

1t 当たりのごみ処理経費は令和元年度は 43,560 円であったのに対し、令和 5 年度は 59,310 円となっている。また、1 人当たりのごみ処理経費は令和元年度は 14,430 円であったのに対し、令和 5 年度は 19,490 円となっている。



※工事費を除く

※1t 当たりのごみ処理経費及び 1 人当たりのごみ処理経費は 10 円以下を四捨五入（税込み）

図 2-1-10 ごみ処理経費の推移

表 2-1-10 ごみ処理経費の推移（内訳）

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人件費	132,128	159,065	135,895	140,880	142,901
処理費	105,800	126,613	140,417	166,937	160,085
車両購入費	209	0	0	0	2,948
委託費	145,722	129,641	154,911	210,002	219,142
組合分担金	245,681	245,226	254,236	253,765	253,097
その他	9,965	6,017	10,420	27,520	37,663
合計	639,505	666,562	695,879	799,104	815,836

※四捨五入の関係から合計が合わない場合がある。

## **エ ごみの減量化・資源化の取組に対する意識**

本計画の策定に当たり、住民や事業者の意見を取り入れるため、住民・事業者を対象としたアンケート調査を実施した。

ごみの減量化・資源化の取組に対する満足度の結果は図 2-1-11 及び図 2-1-12 に示すとおりである。

住民アンケート調査においては、「紙類の分別収集」「生ごみの分別収集」の満足度が高く、「紙類の削減」「バイオマスプラスチックの活用」の満足度が低い結果となった。また、事業者アンケート調査では「民間事業者での資源回収（紙類）」の満足度が高く、「生ごみの水切り」の満足度が低い結果となった。

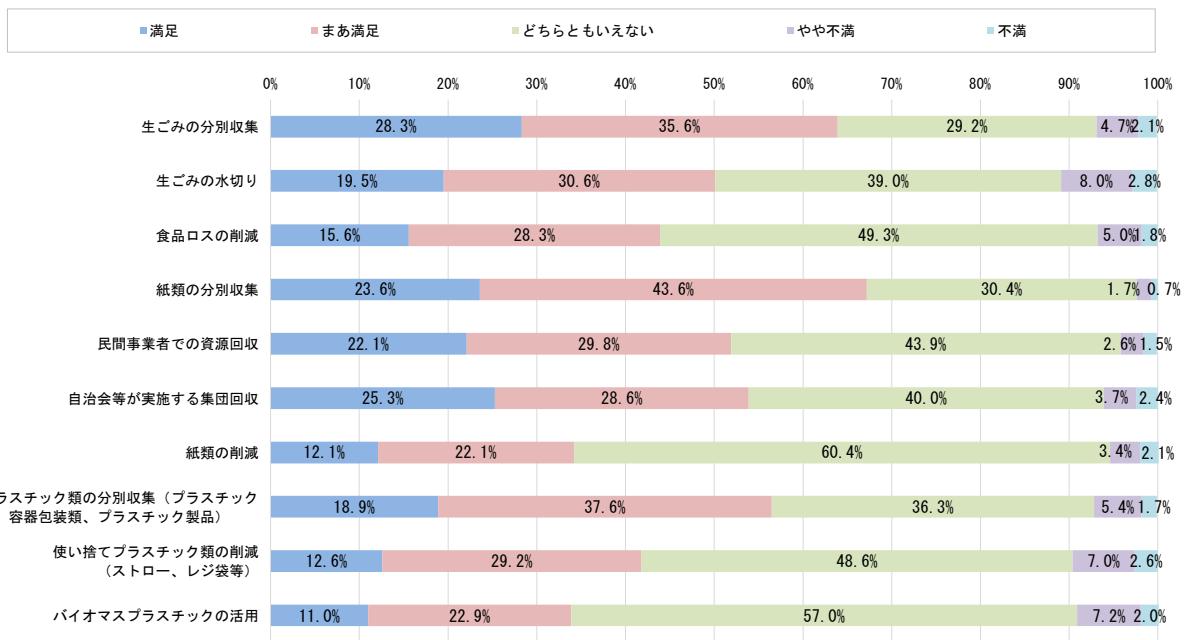


図 2-1-11 ごみの減量化・資源化の取組に対する満足度（住民）

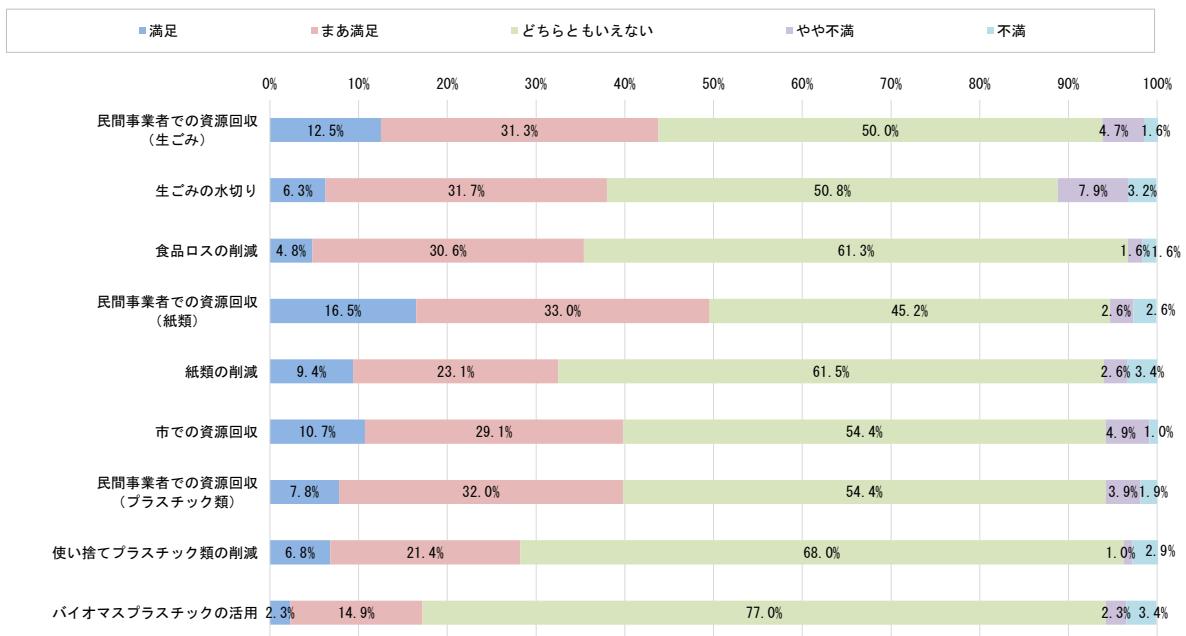


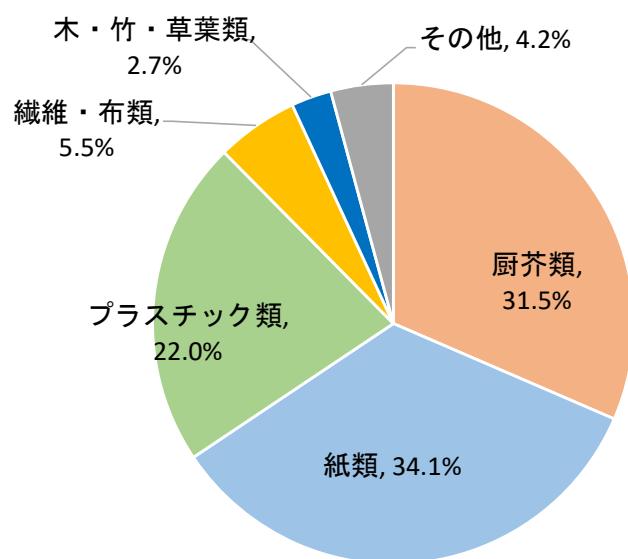
図 2-1-12 ごみの減量化・資源化の取組に対する満足度（事業者）

## オ ごみの組成

生ごみの分別収集開始前における燃えるごみの組成は図 2-1-13 に示すとおりである。

燃えるごみの組成割合は、紙類が 34.1%と最も高く、次いで厨芥類が 31.5%、プラスチック類が 22.0%となっている。

なお、生ごみの分別収集開始後は燃えるごみの組成が変化することが想定されるため、定期的に調査を行い実態を把握していくものとする。



※生ごみの分別収集開始前の燃えるごみの組成割合（久世地域を除く、令和 6 年 9 月調査結果）

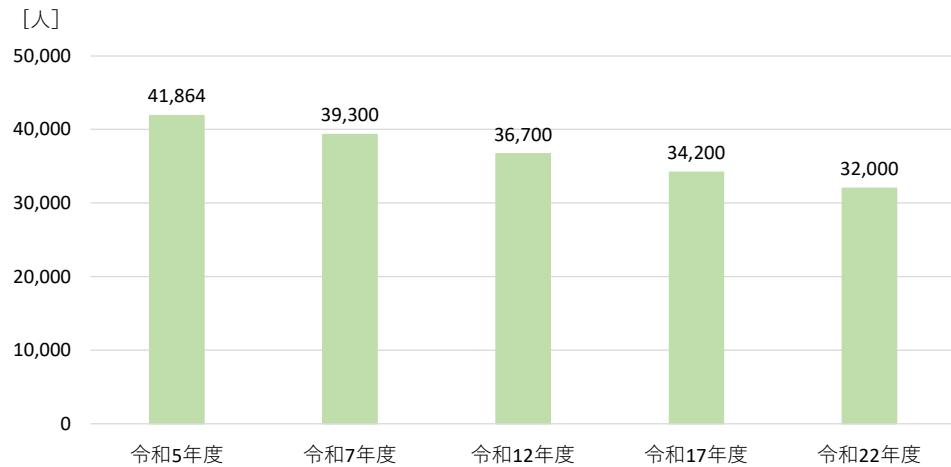
図 2-1-13 燃えるごみの組成

## (5) 将来推計

### 【人口】

人口の推計結果は図 2-1-14 に示すとおりである。

人口は、令和 5 年度において 41,864 人であったのに対し、令和 12 年度は 36,700 人、令和 17 年度は 34,200 人、令和 22 年度は 32,000 人（令和 5 年度比で約 23.6% 減少）と見込まれる。



※第 3 次真庭市総合計画「真庭市の将来人口フレーム（目標値）」より

図 2-1-14 人口の推計結果

## 【ごみ総排出量】

ごみ総排出量の推計結果は図 2-1-15 及び表 2-1-11 に示すとおりである。

ごみ総排出量は、令和 5 年度において 13,755t/年であったのに対し、令和 12 年度は 12,432t/年、令和 17 年度は 11,781t/年、令和 22 年度は 11,158t/年となる見込みである。

一方、1 人 1 日当たりのごみ排出量は令和 5 年度において 897.7g/人・日であったのに対し、令和 12 年度は 928.1g/人・日、令和 17 年度は 941.2g/人・日、令和 22 年度は 955.3g/人・日となる見込みである。これは、ごみ総排出量の減少率に対し、人口の減少率が高いことに起因している。

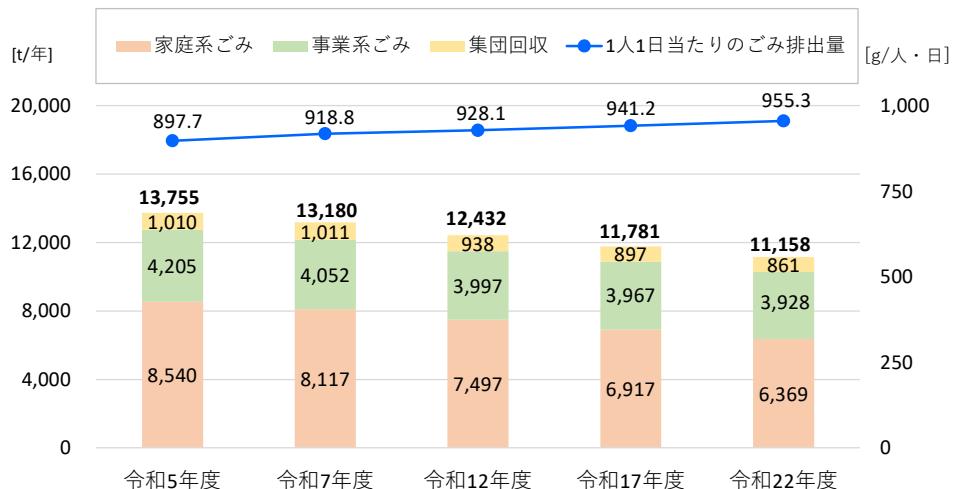


図 2-1-15 ごみ総排出量の推計結果（排出形態別）

表 2-1-11 ごみ総排出量の推計結果（ごみ種別）

単位 : t/年

	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
ごみ排出量	12,745	12,169	11,494	10,884	10,297
燃えるごみ	10,368	8,010	7,537	7,125	6,733
燃えないごみ	370	345	318	295	276
資源ごみ	1,319	3,170	3,002	2,846	2,690
粗大ごみ	688	644	637	618	598
集団回収量	1,010	1,011	938	897	861
ごみ総排出量	13,755	13,180	12,432	11,781	11,158

## 【家庭系ごみ排出量】

家庭系ごみ排出量の推計結果は図 2-1-16 及び表 2-1-12 に示すとおりである。

なお、ごみ種別の排出量は、生ごみの分別収集により燃えるごみに含まれる生ごみが資源ごみに移行されることを考慮し推計を行った。

家庭系ごみ排出量は、令和5年度において8,540t/年であったのに対し、令和12年度は7,497t/年、令和17年度は6,917t/年、令和22年度は6,369t/年となる見込みである。

一方、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は令和5年度において557.4g/人・日であったのに対し、令和12年度は559.7g/人・日、令和17年度は552.6g/人・日、令和22年度は545.3g/人・日となる見込みである。

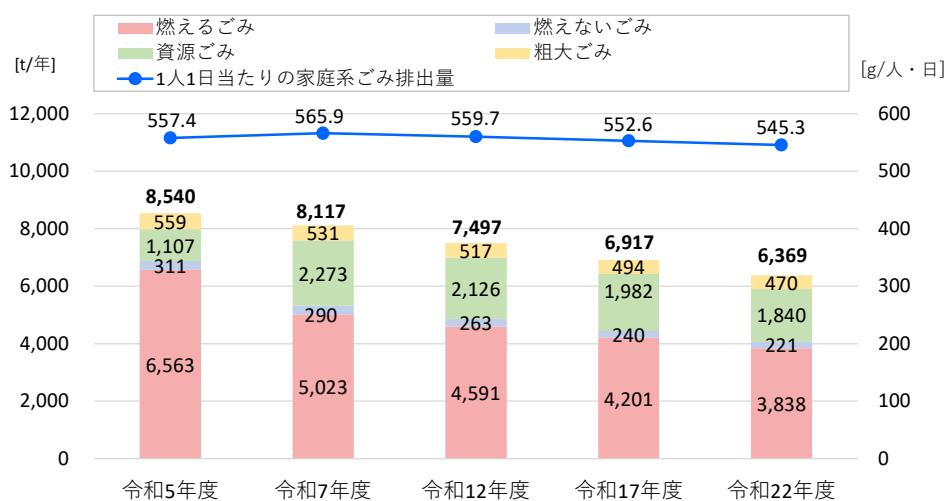


図 2-1-16 家庭系ごみ排出量の推計結果

表 2-1-12 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推計結果

単位：g/人・日

	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
燃えるごみ	428.3	350.2	342.7	335.6	328.6
燃えないごみ	20.3	20.2	19.6	19.2	18.9
資源ごみ	72.2	158.5	158.7	158.3	157.5
粗大ごみ	36.5	37.0	38.6	39.5	40.2
合計	557.4	565.9	559.7	552.6	545.3

※四捨五入の関係から合計が合わない場合がある。

## 【事業系ごみ排出量】

事業系ごみ排出量の推計結果は図 2-1-17 及び表 2-1-13 に示すとおりである。

なお、ごみ種別の排出量は、生ごみの分別収集により燃えるごみに含まれる生ごみが資源ごみに移行されることを考慮し推計を行った。

事業系ごみ排出量は令和 5 年度において 4,205t/年であったのに対し、令和 12 年度は 3,997t/年、令和 17 年度は 3,967t/年、令和 22 年度は 3,928t/年となる見込みである。

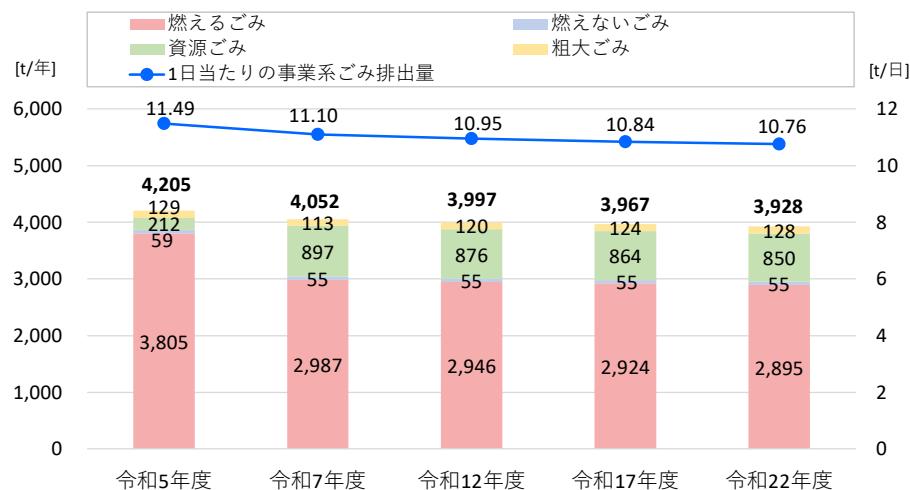


図 2-1-17 事業系ごみ排出量の推計結果

表 2-1-13 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果

単位 : t/日

	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
燃えるごみ	10.40	8.18	8.07	7.99	7.93
燃えないごみ	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15
資源ごみ	0.58	2.46	2.40	2.36	2.33
粗大ごみ	0.35	0.31	0.33	0.34	0.35
合計	11.49	11.10	10.95	10.84	10.76

※四捨五入の関係から合計が合わない場合がある。

## 【焼却処理量】

焼却処理量の推計結果は、図 2-1-18 に示すとおりである。

焼却処理量は、令和 5 年度において 10,527t/年であったのに対し、令和 12 年度は 7,677t/年、令和 17 年度は 7,257t/年、令和 22 年度は 6,858t/年となる見込みである。

一方で、1 人 1 日当たりの焼却処理量は、令和 5 年度において 687.0g/人・日であったのに対し、令和 12 年度は 573.1g/人・日であり、生ごみの分別収集開始による減少が見られるが、令和 22 年度は 587.2g/人・日となる見込みである。

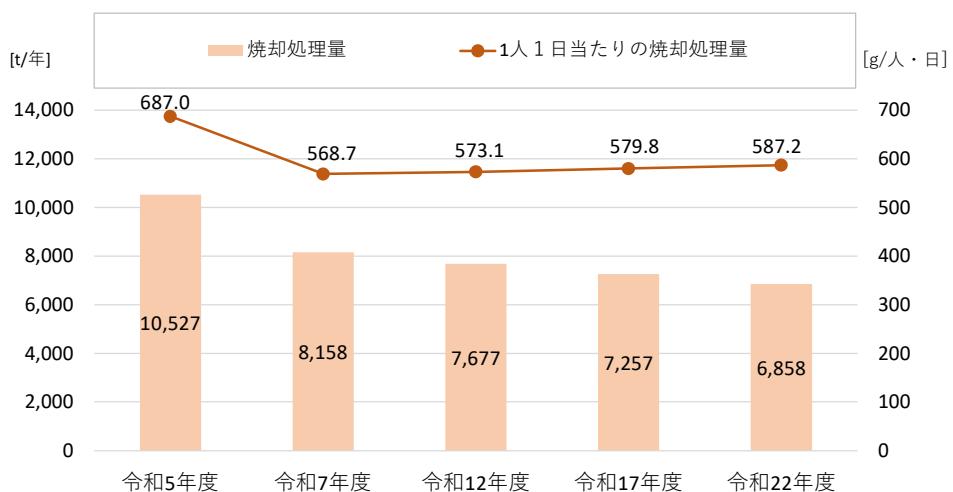


図 2-1-18 烧却処理量等の推計結果

## 【リサイクル率】

リサイクル率の推計結果は、図 2-1-19 に示すとおりである。

資源化量は、令和 5 年度において 4,468t/年であったのに対し、令和 12 年度は 5,646t/年であり生ごみの分別収集開始により増加しているが、令和 22 年度は 5,097t/年となる見込みである。リサイクル率は生ごみの分別収集を開始後に増加し、それ以降は横ばいで推移する。

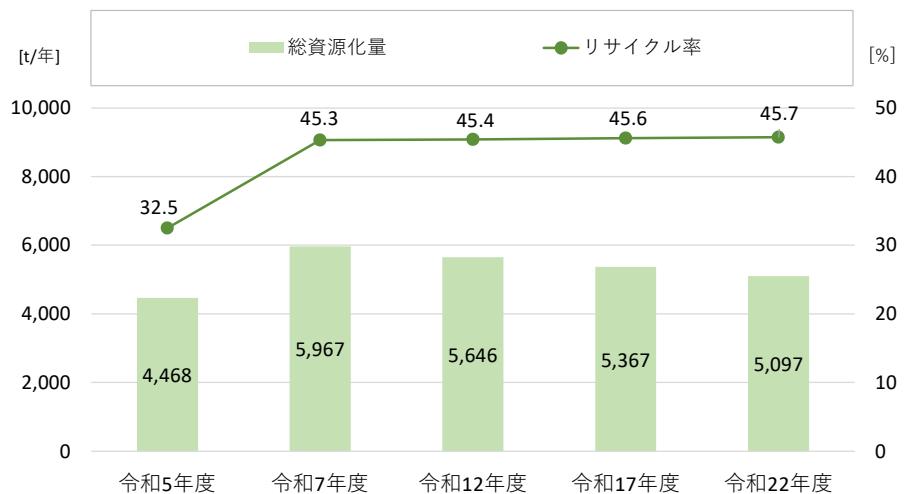


図 2-1-19 リサイクル率等の推計結果

## 【最終処分量】

最終処分量の推計結果は、図 2-1-20 に示すとおりである。

最終処分量は令和 5 年度において 80t/年、令和 12 年度は 69t/年、令和 17 年度は 64t/年、令和 22 年度において 60t/年となる見込みである。

また、最終処分率は令和 5 年度以降、横ばい傾向で推移する。

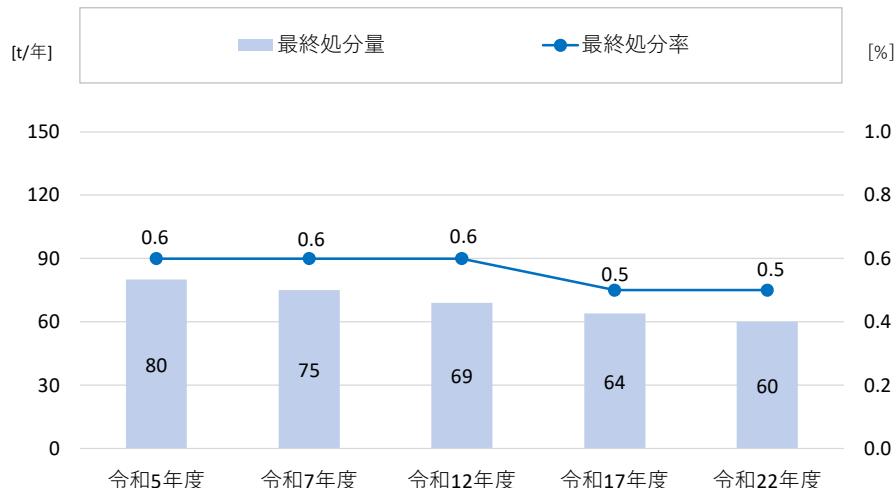


図 2-1-20 最終処分量等の推計結果

## 2 ごみ処理の評価

### (1) 前回計画の目標達成見込み

前回計画における目標の達成見込みは表 2-2-1 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量・最終処分量については目標値の達成が見込まれるが、そのほかの項目については達成が難しい見込みである。

表 2-2-1 前回計画における目標の達成見込み

区分	指標	目標	達成見込み (令和 7 年度推計値)
ごみ	1 人 1 日当たりの家庭系ごみの量（集団回収及び資源ごみ除く）	令和 7 年度までに 292g/人・日以下	✗ (407.4g/人・日)
	事業系ごみ排出量	令和 7 年度までに 4,488t/年以下	○ (4,052t/年)
	リサイクル率	令和 7 年度までに 60%以上	✗ (45.3%)
	最終処分量	令和 7 年度までに 847t/年以下	○ (75t/年)

### (2) 県内市町村との比較

#### 【1 人 1 日当たりのごみ排出量】

1 人 1 日当たりのごみ排出量を県内市町村と比較した結果は図 2-2-1 に示すとおりである。

令和 5 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 897.7g/人・日であり、全国値 851.4g/人・日より多いが、岡山県全体の実績 922.8g/人・日より少ない。

また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、岡山県内の市町村の中でも 6 番目に多い。

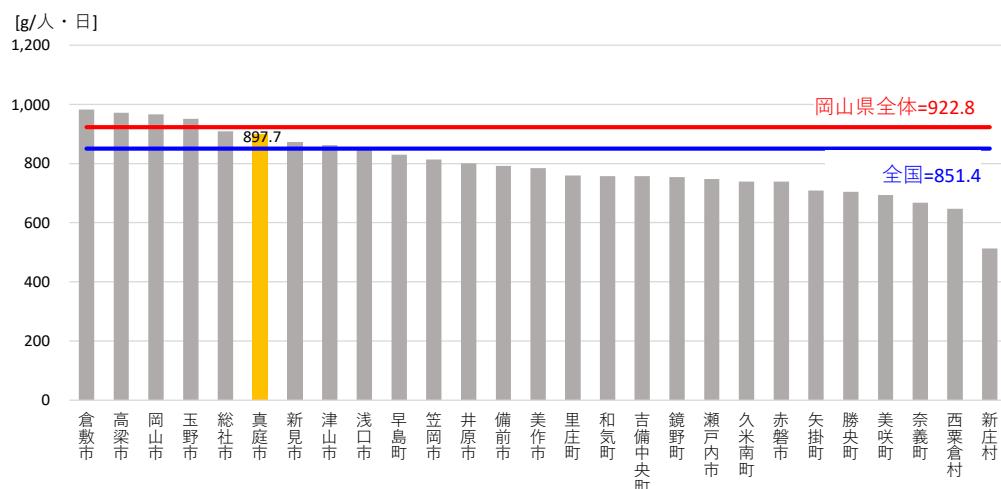


図 2-2-1 県内市町村における 1 人 1 日当たりのごみ排出量（令和 5 年度）

## 【1人1日当たりの家庭系ごみ排出量】

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を県内市町村と比較した結果は図 2-2-2 に示すとおりである。

令和5年度における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は557.4g/人・日であり、全国値561.9g/人・日より少なく、岡山県全体の実績525.6g/人・日より多い。

また、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、岡山県内の市町村の中で11番目に多い。

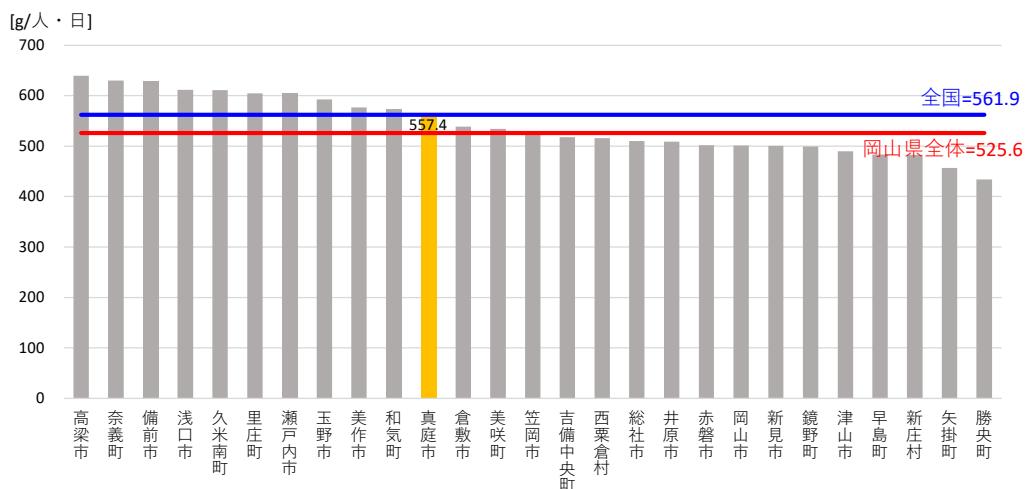


図 2-2-2 県内市町村における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（令和5年度）

## 【1人1日当たりの焼却処理量】

1人1日当たりの焼却処理量を県内市町村と比較した結果は図 2-2-3 に示すとおりである。

令和5年度における1人1日当たりの焼却処理量は687.0g/人・日であり、全国値690.1g/人・日及び岡山県全体の実績764.5g/人・日より少ない。

また、1人1日当たりの焼却処理量は、岡山県内の市町村の中で11番目に多い。

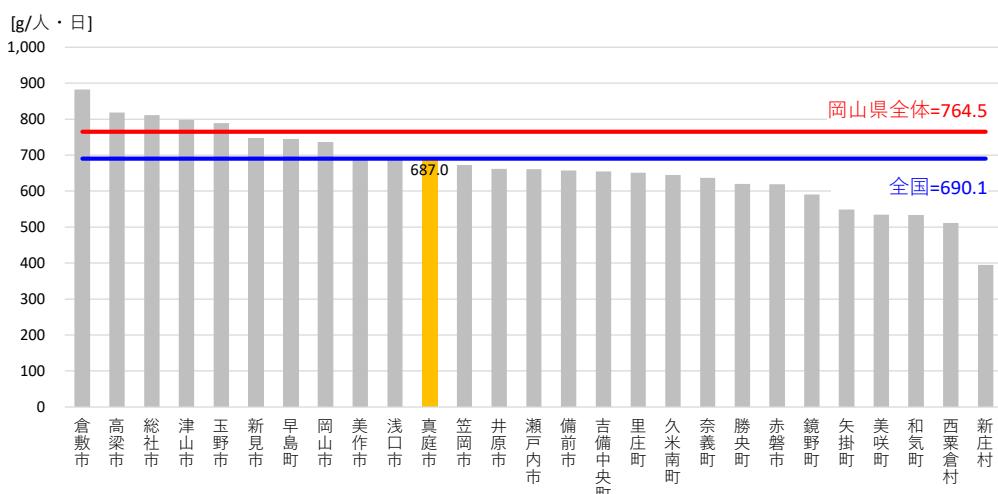


図 2-2-3 県内市町村における1人1日当たりの焼却処理量（令和5年度）

## 【リサイクル率】

リサイクル率を県内市町村と比較した結果は図 2-2-4 に示すとおりである。

令和 5 年度におけるリサイクル率は 32.5% であり、全国値 19.5% 及び岡山県全体の実績 29.1% より高い。

また、リサイクル率は、岡山県内の市町村の中でも 2 番目に高い。

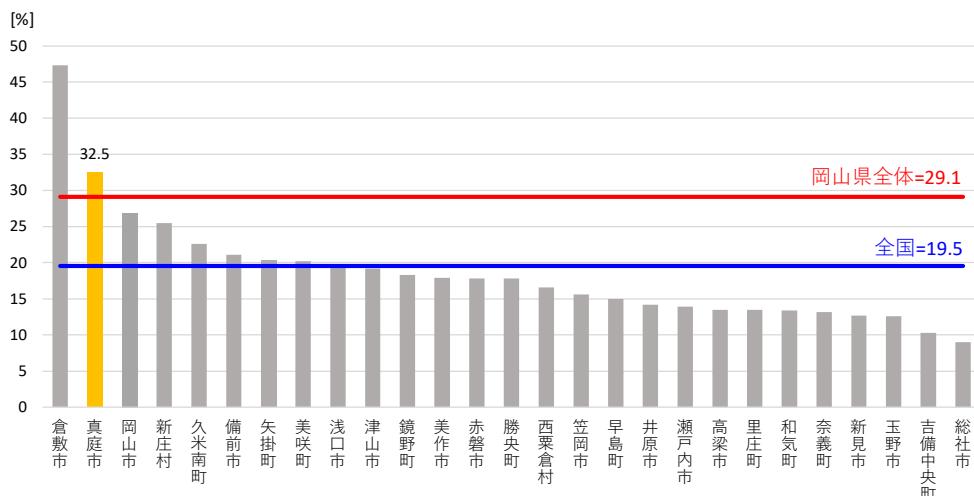


図 2-2-4 県内市町村におけるリサイクル率（令和 5 年度）

## 【最終処分率】

最終処分率を県内市町村と比較した結果は図 2-2-5 に示すとおりである。

令和 5 年度における最終処分率は 0.6% であり、全国値 8.1% 及び岡山県全体の実績 3.8% より低い。

また、最終処分率は、岡山県内の市町村の中で 2 番目に低い。

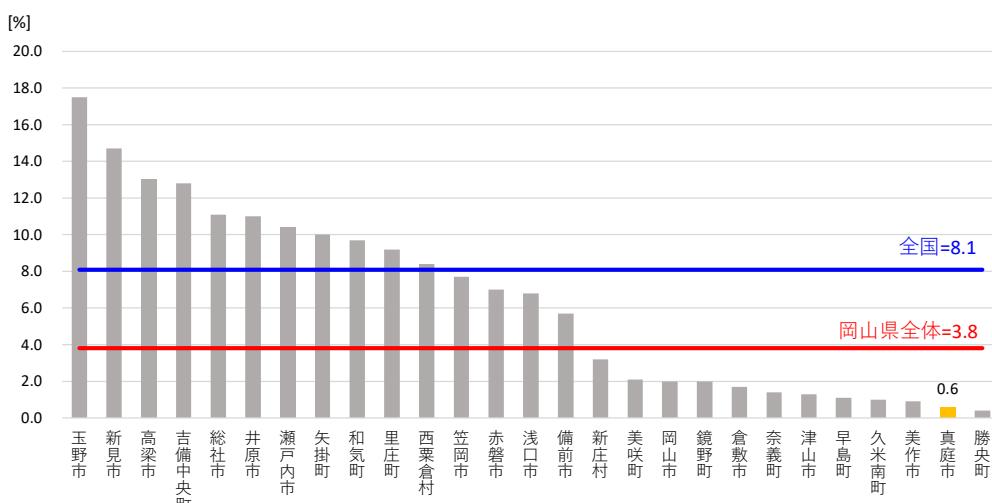


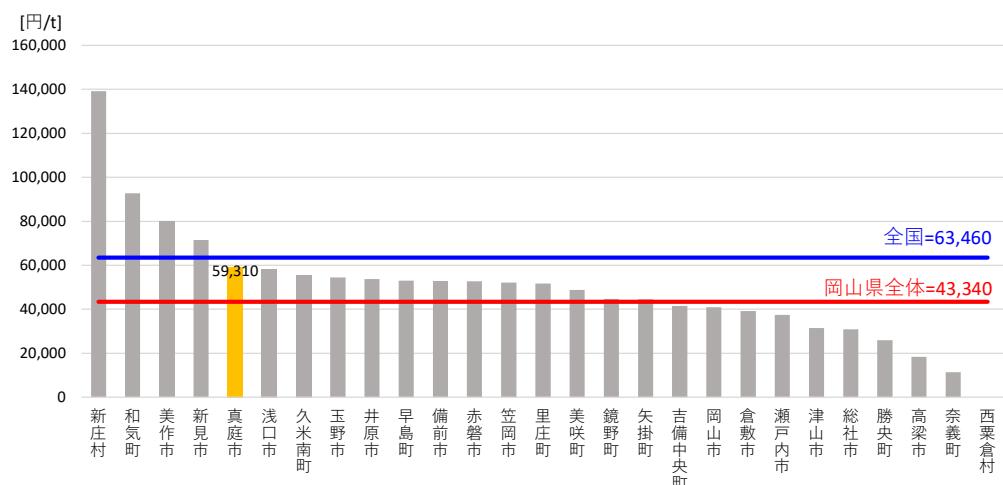
図 2-2-5 県内市町村における最終処分率（令和 5 年度）

## 【1t当たりのごみ処理経費】

1t当たりのごみ処理経費を県内市町村と比較した結果は図 2-2-6 に示すとおりである。

令和5年度における1t当たりのごみ処理経費は59,310円/tであり、全国値63,460円/tより安く、岡山県全体の実績43,340円/tより高い。

また、1t当たりのごみ処理経費は、岡山県内の市町村の中で5番目に高い。



※工事費を除く。1t当たりのごみ処理経費は10円以下を四捨五入（税込み）

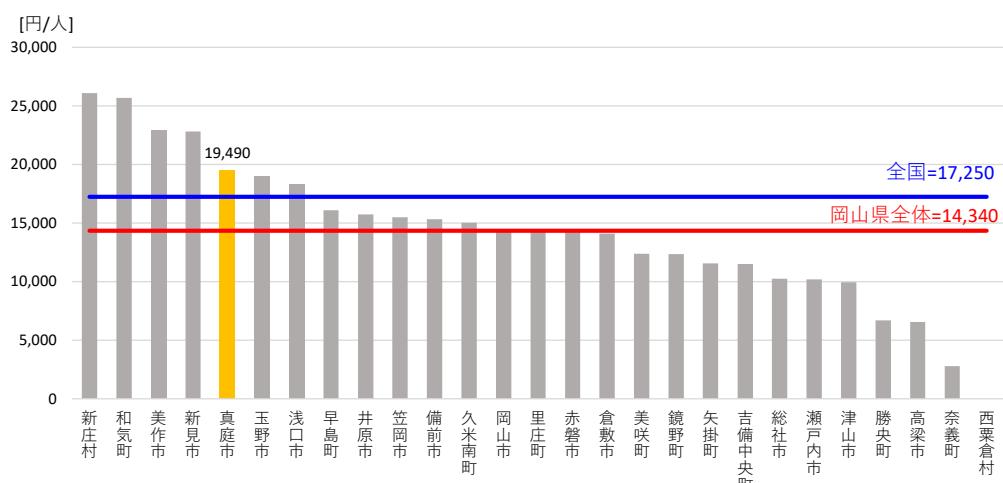
図 2-2-6 県内市町村における1t当たりのごみ処理経費（令和5年度）

## 【1人当たりのごみ処理経費】

1人当たりのごみ処理経費を県内市町村と比較した結果は図 2-2-7 に示すとおりである。

令和5年度における1人当たりのごみ処理経費は19,490円/人であり、全国値17,250円/人及び岡山県全体の実績14,340円/人より高い。

1人当たりのごみ処理経費は、岡山県内の市町村の中で5番目に高い。



※工事費を除く。1人当たりのごみ処理経費は10円以下を四捨五入（税込み）

図 2-2-7 県内市町村における1人当たりのごみ処理経費（令和5年度）

### (3) 類似市町村との比較

ごみ処理状況について、「一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）」を用いて、岡山県内外の類似市町村との比較を行った。

ごみ処理状況を類似市町村と比較した結果は図2-2-8に示すとおりである。

人口1人当たり年間処理経費が類似市町村と比較し高い状況にある。

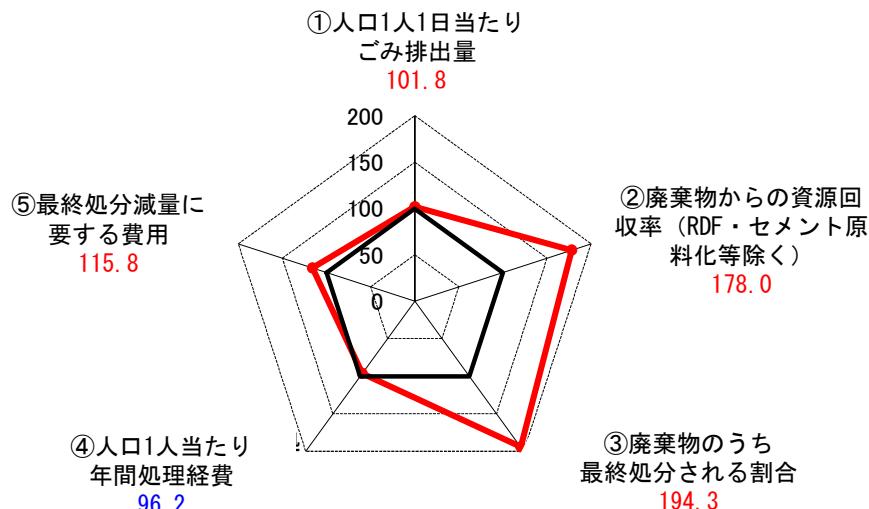
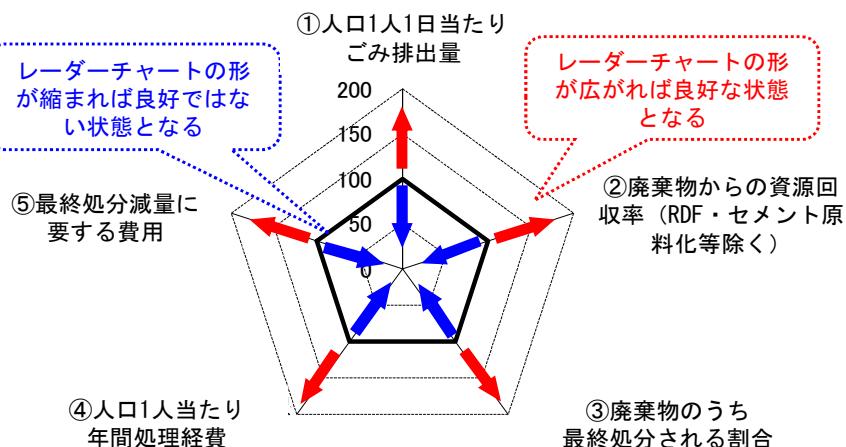


図2-2-8 類似市町村との比較

#### 【評価結果（レーダーチャート）の見方】

指標毎に、抽出した類似団体の平均値が100となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

- ① 人口1人1日当たりごみ排出量 : 類似市町村の平均よりも少ない
- ② 廃棄物からの資源回収率 : 類似市町村の平均よりも高い
- ③ 廃棄物のうち最終処分される割合 : 類似市町村の平均よりも低い
- ④ 人口1人当たり年間処理経費 : 類似市町村の平均よりも高い
- ⑤ 最終処分減量に要する費用 : 類似市町村の平均よりも安い



### 3 ごみ処理の課題

#### 【課題①：発生抑制・排出抑制】

本市では焼却施設を集約化しており、燃えるごみの削減が喫緊の課題となる。家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は減少傾向となっているものの、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均値よりも高く、更なる削減の余地がある。ごみ処理手数料の見直しを行う等、ごみ排出量の削減に向けた取組を強化しているが、新たな取組による、更なるごみの排出抑制に努めていくことが求められる。

また、プラスチックや食品ロスの削減等の個々の品目別でのごみ排出量の削減も求められており、国の動向に呼応しながら、個別品目に関する排出抑制も視野に入れ、取組を推進していく必要がある。

#### 【課題②：資源化】

リサイクル率は岡山県内でも2番目に高くなっているものの、前回計画の数値目標は達成困難な見込みである。また、ごみ組成調査の結果、分別品目となっている「生ごみ」「プラスチック製品」「容器包装プラスチック」「古紙類」が依然として多く含まれていることを確認しており、更なる資源化の余地がある。「生ごみ」の分別を令和6年度から全市展開していることから、分別の徹底により燃えるごみの更なる削減を図るとともに、経年的にごみ組成の変化を把握する等、取組の効果を分析していく必要がある。また、燃えるごみに含まれる布類や紙おむつ等の資源化を推進している自治体も在り、本市においても資源化に向けた取組を推進していく必要がある。

#### 【課題③：収集運搬】

焼却施設の跡地に直接搬入車両を対象とした中継施設を整備しており、クリーンセンターまにわへの車両台数の削減や住民の利便性の向上に関する取組を推進してきた。一方、収集運搬費用については焼却施設の集約化や生ごみの分別回収の実施により増加するとともに、新たに分別回収を実施する場合、影響を大きく受けることになる。このため、収集運搬費用も含めた検証を行っていくとともに、既存の収集頻度や収集ルート等の適正化についても継続的に検討していく必要がある。

また、今後は、高齢化による、ごみ出しが困難な住民が増加していくことも懸念される。ごみ出しが困難な世帯に対して戸別収集を行っている自治体も在り、ごみ出し困難者への対応について検討する必要がある。

## **【課題④：中間処理】**

令和7年1月より「真庭市くらしの循環センター」が稼働開始し、生ごみ等のメタン発酵処理が進められているところである。また、焼却施設については、クリーンセンターまにわへ集約し、新たなごみ処理体制を構築してきた。一方、クリーンセンターまにわは施設の竣工から26年間が経過しており、一部の設備については老朽化が進行しているところである。

ごみ処理施設に関しては計画的な維持補修を行っていくが、適切な時期に大規模な更新工事を行うことも見据えた施設管理を進めていくことが求められる。

## **【課題⑤：最終処分】**

本市では埋立処分可能な最終処分場を有しておらず、処理残渣等については民間事業者で資源化を行っている状況にある。近年では集中豪雨等の災害が激甚化・頻発化しており、災害廃棄物の一時的な受入等、最終処分場の確保による災害対応能力の強化が期待されている。最終処分場の確保に関しては、経済面、環境面等の複数の要因も考慮しながら、望ましい最終処分体制について検討をしていく必要がある。

#### 4 ごみ処理の目標

本計画で目指すべき数値目標及び数値目標の考え方は次に示すとおりである。

**(数値目標) 1人1日当たりのごみ排出量：850g/人・日以下**

**リサイクル率** : 50%以上

**最終処分量** : 65t/年以下

#### 【目標指標の考え方】

前回計画では、目標指標として「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収除く）」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」「最終処分量」を設定していた。

本計画では、「基本目標」を設定するとともに、目標の達成に向けたモニタリングや要因分析に活用する「補足指標」を定める。

本計画における基本目標及び補足指標は表 2-4-1 に示すとおりである。

基本目標としては、ごみの物質フローの観点から「入口」「循環」「出口」を代表する指標を定めることとし、「1人1日当たりのごみ排出量」を新たに追加するとともに、前回計画の目標指標である「リサイクル率」「最終処分量」を設定した。

また、補足指標としては、前回計画の目標指標である「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収除く）」「事業系ごみ排出量」及び新たな指標として「品目ごとの分別協力率」を設定した。

表 2-4-1 基本目標及び補足指標

基本目標	補足指標
1人1日当たりのごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"><li>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収除く）</li><li>事業系ごみ排出量</li></ul>
リサイクル率	<ul style="list-style-type: none"><li>品目ごとの分別協力率（生ごみ、容器包装プラスチック、製品プラスチック、古紙類、布類）</li></ul>
最終処分量	

#### 【数値目標の考え方】

本計画における基本目標及び補足指標の数値目標は表 2-4-2 に示すとおりである。

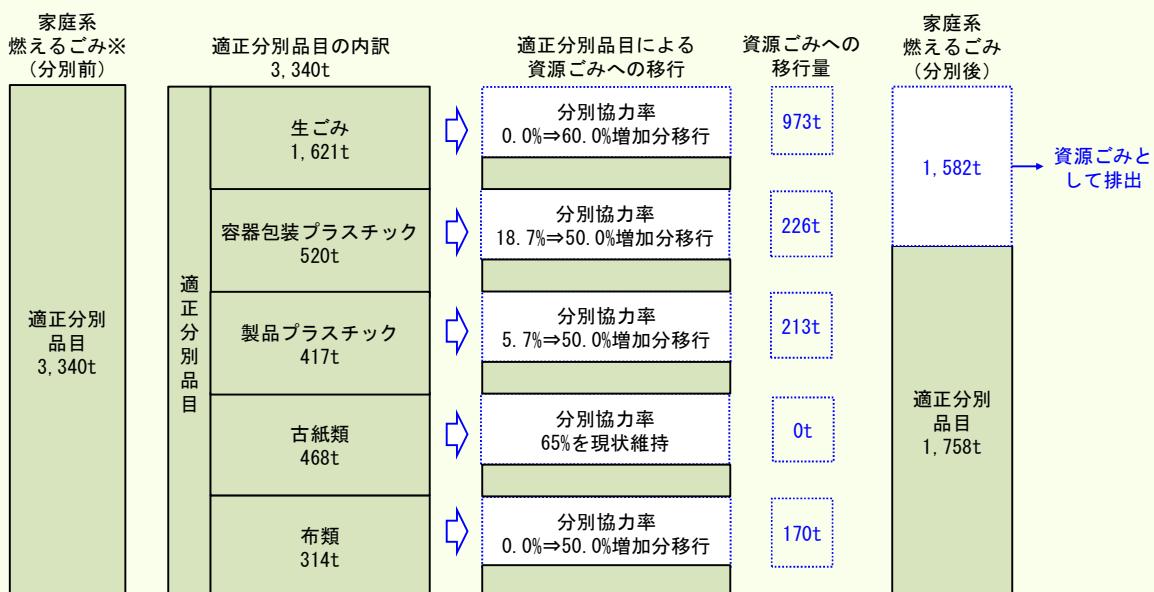
令和5年度における1人1日当たりのごみ排出量は全国値より多い状況にあることから、目標年度である令和12年度までに令和5年度の全国値である850g/人・日と同等以下になることを目指すものとした。

リサイクル率及び最終処分量は、1人1日当たりのごみ排出量及び補足指標である資源物5品目の分別協力率が数値目標を達成した場合に見込まれる割合・量を目標として設定した。

表 2-4-2 数値目標

	単位	実績	数値目標		
		令和 5 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
基本目標	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	897.7	850 以下	
	リサイクル率	%	32.5	50 以上	
	最終処分量	t/年	80	65 以下	
補足指標	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ・集団回収除く）	g/人・日	485.1	320 以下	310 以下
	事業系ごみ排出量	t/年	4,205	3,650 以下	3,600 以下
	生ごみ	%	0.0	60 以上	
分別協力率	容器包装プラスチック	%	18.7	50 以上	
	製品プラスチック	%	5.7	50 以上	
	古紙類	%	65.2	65 以上	
	布類	%	0.0	50 以上	

## 【適正排出による燃えるごみ削減の考え方（令和12年度において数値目標を達成した場合）】



※1人1日当たりのごみ排出量の目標値850g/人・日以下達成を目指し、排出抑制による減量化が図られた後の家庭系燃えるごみに含まれる適正分別品目の量

## 5 基本方針と施策

### (1) 基本方針

本市では、これまでごみの減量化・資源化の推進に向けた取組を実施しており、改善の余地がある取組も見られるが、一定の効果が得られている状況である。

今後、高齢化の進行や外国人の増加等、社会構造の変化が想定される中、変化に対応しつつ、現状の良好な状況を維持・向上させる必要があり、以下に示す4つの基本方針を掲げ、各種施策に取り組んでいくこととする。

#### 【基本方針1：ごみの減量化の推進】

1人1日当たりのごみ排出量が増加傾向にあることから、ごみの減量化に取り組んでいくことが必要である。ごみの減量化に向けては、「ごみを出さない（Refuse）」「ごみを減らす（Reduce）」「ごみを再使用する（Reuse）」「再生可能資源の活用（Renewable）」に取り組んでいくことが重要であり、本計画ではごみの減量化に向けて根幹的な取組である4つの取組を推進する。

#### 【基本方針2：ごみの資源化の推進】

リサイクル率が増加傾向にあり、県内でも2番目に高い状況である。

一方で、「真庭市くらしの循環センター」の稼働開始及び廃棄物処理施設の集約化に伴い、生ごみ等の資源物の分別を通じて焼却処理量を減らすことが喫緊の課題となっている。更なる資源化の推進に向け、市民・事業者による分別への理解・協力確保に向けた効果的な情報発信を行い周知・啓発に取り組んでいく。

#### 【基本方針3：持続可能な処理・処分体制の構築】

「真庭市くらしの循環センター」の稼働、廃棄物処理施設の集約化を実施したところであり、廃棄物処理体制の変化に留意しつつ安定的な処理・処分の継続を目指す。

#### 【基本方針4：多様な主体間の協働の推進】

基本方針1・2に示したごみの発生抑制や資源化の推進に向けては、「住民」「事業者」「行政」の各主体による主体的な取組と、協働が必要不可欠である。このため、多様な主体間で連携強化を図り、協働による取組の推進を目指す。

## (2) 取組施策

### ア 施策の体系

本計画の施策体系は以下に示すとおりである。

本計画では(1)で掲げた4つの基本方針に基づき、これまでに実施されてきた取組を継続するとともに、新たな取組を取り入れ実施する。

#### 基本方針1 ごみの減量化の推進

##### 施策1 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生可能資源の活用

- 【1-1】ワンウェイプラスチックの使用抑制 【継続】 【強化】
- 【1-2】バイオマスプラスチック製品の使用促進 【新規】 【強化】
- 【1-3】生ごみ減量化・食品ロス削減の推進 【新規】 【強化】
- 【1-4】紙類の削減 【新規】 【強化】
- 【1-5】ごみ処理手数料の適正化 【継続】
- 【1-6】リユースプラザ等を活用した再使用の推進 【継続】 【拡充】
- 【1-7】動機づけ（インセンティブ）付与の仕組みづくり 【継続】

#### 基本方針2 ごみの資源化の推進

##### 施策2 適正排出の徹底

- 【2-1】多様な情報媒体を活用した分別方法の周知 【継続】 【強化】
- 【2-2】家庭系ごみの分別ガイドブックの拡充 【継続】 【強化】
- 【2-3】事業系ごみの手引書の作成 【拡充】 【強化】
- 【2-4】事業系ごみの展開検査の実施 【継続】
- 【2-5】不法投棄の削減 【継続】

##### 施策3 資源回収方法の拡充

- 【3-1】集団回収の推進 【継続】
- 【3-2】拠点回収の推進 【継続】

##### 施策4 品目別の資源化の推進

- 【4-1】小型家電の資源化の推進 【継続】
- 【4-2】古紙類の資源化の推進 【継続】 【強化】
- 【4-3】生ごみの資源化の推進 【継続】 【強化】
- 【4-4】プラスチック類の資源化の推進 【新規】 【強化】
- 【4-5】布類の資源化の推進 【新規】
- 【4-6】紙おむつの資源化の推進 【新規】

### 基本方針 3 持続可能な処理・処分体制の構築

#### 施策 5 収集運搬体制の構築

- 【5-1】効率的な収集運搬体制の構築
- 【5-2】高齢者へのごみ出し支援

【継続】

【継続】 【強化】

#### 施策 6 中間処理・最終処分体制の構築

- 【6-1】中間処理施設の適正な維持管理
- 【6-2】リユースプラザのあり方の検討
- 【6-3】新たな最終処分場の検討
- 【6-4】災害廃棄物処理への対応
- 【6-5】特別管理一般廃棄物の適正処理
- 【6-6】適正処理困難物への対応
- 【6-7】リチウムイオン電池の適正処理

【新規】

【新規】

【継続】

【新規】

【継続】

【継続】

【新規】

### 基本方針 4 多様な主体間の協働の推進

#### 施策 7 学校との連携

#### 施策 8 住民との連携

#### 施策 9 民間事業者との連携

- 【9-1】民間事業者との連携による資源回収
- 【9-2】民間事業者との連携による資源化の推進

【継続】

【継続】

#### 施策 10 庁内関係機関との連携

## イ 本計画での重点施策

本計画では、ごみ減量化・資源化等の更なる推進に向けて重点的に取組む施策（以下、「重点施策」という）を定めるものとする。

重点施策はごみの組成や住民・事業者の意識等を踏まえ、表 2-5-1 に示した項目について設定する。

表 2-5-1 重点施策

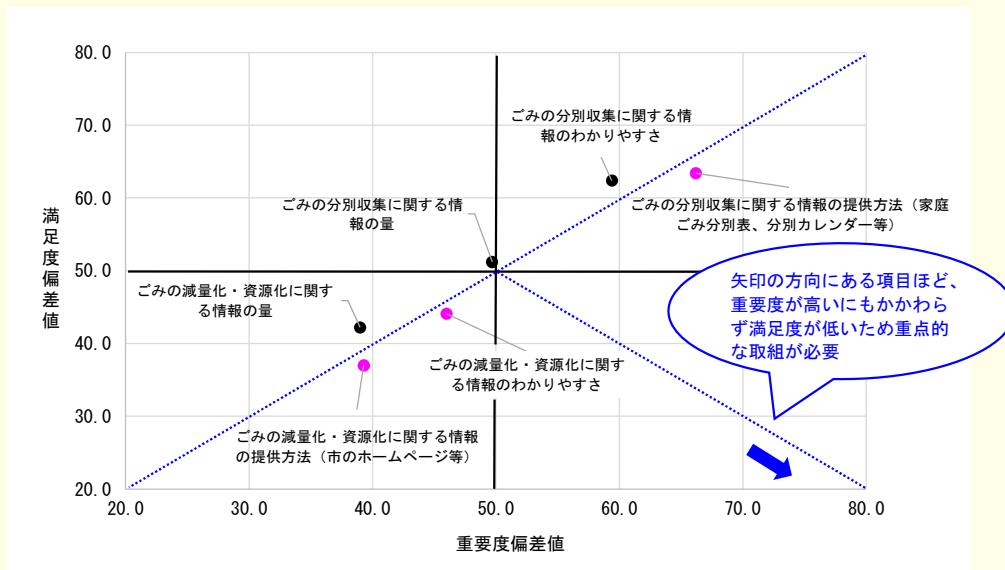
項目	方向性		取組番号
<b>情報提供</b>		アンケート結果より、住民においては、分別収集やごみ減量化・資源化に関する <b>「情報の提供方法」</b> を改善項目として抽出。事業者においては、分別収集やごみ減量化・資源化に関する <b>「情報の量」</b> を改善項目として抽出。情報提供においては、情報提供の基盤となるガイドブックの作成・拡充を図るとともに、多様な情報媒体を活用し、情報提供の更なる強化を図る。	<b>【2-1】</b> <b>【2-2】</b> <b>【2-3】</b>
<b>減量化 資源化</b>	<b>生ごみ 食品ロス</b>	燃えるごみのうち生ごみ・食品ロスを含む厨芥類は <b>30%程度を占め、2番目に多い</b> 。住民や事業者においては <b>生ごみ・食品ロスに関する取組を改善項目</b> として抽出。生ごみの分別を推進するとともに、食品ロス等の削減に向けた取組により、生ごみ・食品ロスの減量化・資源化を全力で推進する。	<b>【1-3】</b> <b>【4-3】</b>
	<b>古紙</b>	燃えるごみのうち古紙類は、 <b>35%程度を占め、1番多い</b> 。住民や事業者においては <b>紙類の削減に関する取組を改善項目</b> として抽出。紙類の電子化や分別回収等の取組により、紙類の減量化・資源化を全力で推進する。	<b>【1-4】</b> <b>【4-2】</b>
	<b>プラスチック類</b>	燃えるごみのうちプラスチック類は、 <b>20%程度を占め、3番目に多い</b> 。住民や事業者においては <b>使い捨てプラスチック類の削減に関する取組を改善項目</b> として抽出。ワンウェイプラスチックの削減や分別回収の取組により、プラスチック類の減量化・資源化を全力で推進する。	<b>【1-1】</b> <b>【1-2】</b> <b>【4-4】</b>
<b>処理・処分体制</b>		本市では、高齢化や外国人の増加などごみ出し困難者の増加が懸念される。特に <b>高齢者へのごみ出し支援の強化</b> を図る。	<b>【5-2】</b>

## 【情報提供に係る取組における重要施策の考え方】

住民・事業者を対象としたアンケート調査結果を用いて、情報提供に関する要素の満足度・重要度の偏差値の関係性から情報提供に当たり重要となる要素を抽出

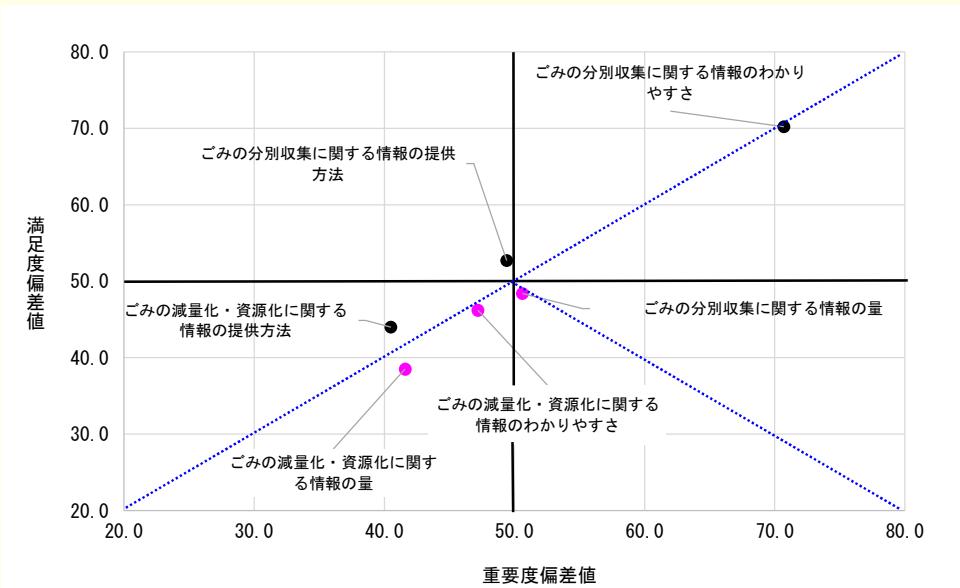
### (住民アンケート調査結果)

住民アンケート調査の結果から、情報提供の重要な項目として「ごみの分別収集に関する情報の提供方法」 「ごみの減量化・資源化に関する情報の提供方法」 「ごみの減量化・資源化に関する情報のわかりやすさ」を抽出



### (事業者アンケート調査結果)

事業者アンケート調査の結果から、情報提供の重要な項目として「ごみの減量化・資源化に関する情報の量」 「ごみの分別収集に関する情報の量」 「ごみの減量化・資源化に関する情報のわかりやすさ」を抽出

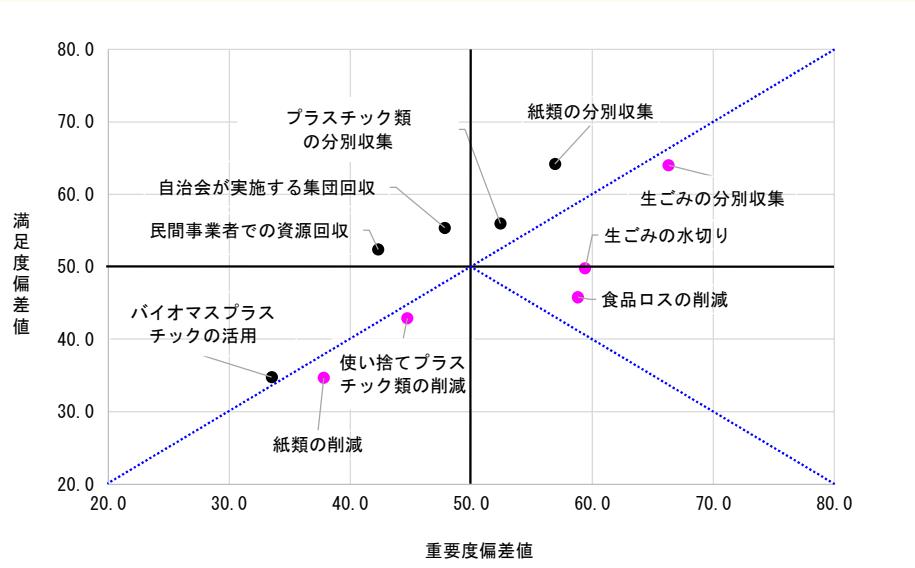


## 【ごみの減量化・資源化等に係る取組における重要施策の考え方】

住民・事業者を対象としたアンケート調査結果を用いて、ごみの減量化・資源化等に係る取組の満足度・重要度の偏差値の関係性から重要と考えられる取組を抽出

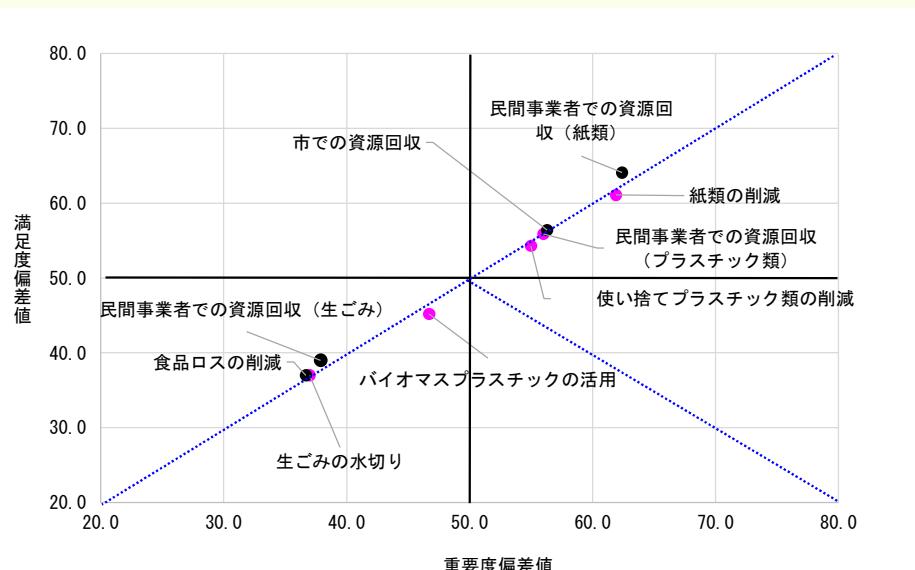
### (住民アンケート調査結果)

住民アンケート調査の結果から、重点的に取り組むべき項目として「食品ロスの削減」「生ごみの水切り」「紙類の削減」「生ごみの分別収集」「使い捨てプラスチックの削減」を抽出



### (事業者アンケート調査結果)

事業者アンケート調査の結果から、重点的に取り組むべき項目として「バイオマスプラスチックの活用」「使い捨てプラスチック類の削減」「紙類の削減」「民間事業者での資源回収(プラスチック類)」「生ごみの水切り」を抽出



## ウ 具体的な取組の内容

本計画における各取組の具体的な内容は、下記に示すとおりである。

### 基本方針1 ごみの減量化の推進

#### 施策1 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生可能資源の活用

##### 【1-1】ワンウェイプラスチックの使用抑制 【強化】

「プラスチック資源循環戦略」において、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制に係る目標が掲げられ、使い捨て商品の削減に向けた取組が求められている。本市では、マイバックの持参や不要なものは買わない・もらわないことにより使い捨て商品の使用抑制や、繰り返し使用できる詰め替え製品を選択する等、ものを大切にするライフスタイルへの変革を促すものとする。

##### 【1-2】バイオマスプラスチック製品の使用促進 【新規】

「プラスチック資源循環戦略」では、植物等、再生可能な有機資源を使用したバイオマスプラスチックの利用が推進されており、本市においても、指定袋をバイオマスプラスチック素材のものに変換する等の環境配慮を行っていく必要がある。また、市民によるバイオマスプラスチック製品の選択の促進や、事業者がバイオマスプラスチック素材を使用した商品製造に努めるよう、普及啓発を推進していく。

##### 【1-3】生ごみ減量化・食品ロス削減の推進 【新規】 【強化】

排出される燃えるごみの中には生ごみが多く含まれており、更なる生ごみ分別の推進を図るとともに、「使い切り」「食べ切り」により「食品ロス」を削減する必要がある。生ごみの分別方法についてわかりやすく説明するとともに、「食品ロス」の削減に向けては、賞味期限に対する正しい知識の説明や食事の食べ切り、まだ食べられる食品を取り、必要としている団体や施設などに提供する「フードバンク」の活用等を呼びかけていく。

##### 【1-4】紙類の削減 【新規】 【強化】

排出される燃えるごみの中には紙類が多く含まれており、紙類の削減が求められる。削減に向け、事業者に対しデジタル化を呼びかけるとともに、使用済み紙の活用や両面印刷の徹底等、印刷習慣の見直し等による紙類の削減方法について情報提供を図る。

##### 【1-5】ごみ処理手数料の適正化

「真庭市くらしの循環センター」の稼働及び廃棄物処理施設の集約化等の新たな廃棄物処理体制に対応した適正なごみ処理手数料を徴収するため、令和7年1月にごみ処理手数料の改定を行ったところである。改定によるごみの減量化・資源化の効果等を把握し、ごみ排出量の動向や財政面等にも留意しながら、ごみ処理手数料の適正化に関する検討を適宜行うものとする。

### 【1-6】リユースプラザ等を活用した再使用の推進

リユースプラザでは家庭で不要になった家具や生活関連用品等の再使用可能なものを受入れ、希望者に無料・即売・抽選で譲渡している。今後も継続してリユースプラザを活用した、再使用の推進に取り組んでいく。

また、近年、「メルカリ」や「ジモティー」などのオンライン上で不用となった品物を取引するサービスが普及しており、これらのサービスの活用も検討し、再使用の推進を図るものとする。

### 【1-7】動機づけ（インセンティブ）付与の仕組みづくり

ごみの減量化の推進に向けては、取組の動機づけ（インセンティブ）が必要であるため、インセンティブ付与の仕組みづくりを検討するものとする。

例えば、ごみ減量化に積極的に取り組んでいる事業者、優良な取組を実施している事業者を表彰する制度を設け、取組等について市のHP等で広く紹介することにより、事業者の社会的評価を上げる仕組み等の導入を検討する。

## 基本方針2 ごみの資源化の推進

### 施策2 適正排出の徹底

#### 【2-1】多用な情報媒体を活用した分別方法の周知【強化】

令和6年度より生ごみの分別収集を開始しており、新たな分別区分・排出方法等を設定している。本市では、分別方法等について幅広い世代に情報がいきわたるよう「広報誌」「市のHP」「テレビ」「SNS」等の多様な媒体を用いた効果的な情報提供を行うとともに、各地区で出張説明会を開催する等、周知に努める。

#### 【2-2】家庭系ごみの分別ガイドブックの拡充【強化】

新たな分別区分・排出方法等について市民の理解を得るために、家庭系ごみ分別の手引き作成に当たっては、市民に分かりやすい情報の提供に努める。また、「家庭でできる減量化・資源化の取組事例」「取組のチェックリスト」等を追加するなどし、内容の拡充を図ることで取組を促進する。

#### 【2-3】事業系ごみの手引書の作成【強化】

今後、事業者が自発的にごみの減量化や資源化に取り組むことが出来る手法等を記載した事業系ごみの手引書を作成し、事業者による取組の促進を図る。

## 【2-4】事業系ごみの展開検査の実施

事業系ごみの中には、産業廃棄物や紙類等の資源物が混入されている場合があり、適正排出・分別の徹底が重要となる。

施設に搬入された事業系ごみを抜打ちによる展開検査を実施し、搬入不適物の有無の確認を行っているが、今後も定期的に展開検査を実施し、搬入不適物が混入されていた場合は、排出事業者に対し指導を行い、適正排出と分別の徹底を図る。

## 【2-5】不法投棄の削減

不法投棄の削減に向け環境衛生協議会と連携しパトロールを行うとともに、「ふるさとをきれいにする運動」を市民に呼びかけ、定期的に一斉清掃活動を実施している。また、不法投棄看板の設置や監視カメラの貸出を行っており、今後も継続して不法投棄の防止に向けた取組を行っていく。

## 施策3 資源回収方法の拡充

### 【3-1】集団回収の推進

資源物の回収促進として、資源回収推進団体の登録制度を設けており、資源物の回収を行った団体に対して、回収量に応じた報奨金を交付している。また、市のHPで推進団体の随時募集を受け付けており、継続して集団回収を推進していく。

### 【3-2】拠点回収の推進

資源物の回収の推進に向けては、ごみの排出に関する利便性の向上を図り、市民・事業者による資源の排出機会を増やすことが有効である。このため、公共施設等への資源回収ボックスの設置について検討するとともに民間事業者との連携による拠点回収について検討していく。

## 施策4 品目別の資源化の推進

### 【4-1】小型家電の資源化の推進

現在、小型家電の資源化に向け、ステーション収集のほか市役所本庁舎や各振興局に回収ボックスを設置した拠点回収を行っており、今後も継続して小型家電の回収に努め、資源化を推進していく。

### 【4-2】古紙類の資源化の推進【強化】

燃えるごみの中には、古紙類が多く含まれており適正分別が十分に行われていない状況である。現在、市のHPに雑がみの該当品目や排出方法の情報を掲載する等、古紙類の回収に向けた取組を実施しているが、更なる古紙類の回収に向け、情報提供の拡充を図るとともに、回収協力店との連携等、排出の利便性の向上に努めていく。

#### **【4-3】生ごみの資源化の推進 【強化】**

現在、生ごみは、「真庭市くらしの循環センター」においてバイオガス化及びバイオ液肥化をしている。生ごみの分別収集に対する更なる協力率の向上に向け積極的に情報提供を行うとともに、関連団体との連携等を通じた効果的な普及啓発に努める。

自治会間の区域を超えた集積所への排出は、自治会間での理解が得られた場合のみ可能となっており、自治会内において集積所まで遠距離となる方の負担になっている場合があるため、排出に係る負担感軽減に努めるものとする。

また、事業系の生ごみについては、クリーンセンターまにわの他に市役所振興局等 10箇所の施設に回収ボックスを設置し拠点回収を行っているところではあるが、更に取組を強化し、生ごみの回収に努め、資源化を推進していく。

#### **【4-4】プラスチック類の資源化の推進 【新規】 【強化】**

現在、プラスチック容器包装類、プラスチック製品を資源ごみとして回収しているが、十分な分別協力が得られていない状況である。改めてプラスチック類に関する世界的な動向や国の方針等に関する情報提供を行い、プラスチック類の資源化の重要性について理解を図る等、分別促進に向けた啓発に取り組んでいく。

#### **【4-5】布類の資源化の推進 【新規】**

本市では、令和 7 年度より資源ごみの区分に「布類」を追加し、固形燃料化による資源化を開始した。今後も、布類の排出方法に関する情報提供を行っていくとともに、布類の回収促進に取り組んでいく。

#### **【4-6】使用済み紙おむつの資源化の推進 【新規】**

使用済み紙おむつは当面の間は焼却処理を行うが、高齢化の中、排出実態を踏まえて、適切な資源化手法について検討を行い、資源化に向け取り組んでいく。

### 基本方針 3 持続可能な処理・処分体制の構築

#### 施策 5 収集運搬体制の構築

##### 【5-1】効率的な収集運搬体制の構築

新たな廃棄物処理体制に併せ、各処理ブロックで中継施設を整備し収集運搬の効率化を図るものとする。また、収集運搬費用や収集に係る温室効果ガス排出量等の検証を行い、必要に応じて体制の見直しを図ることで効率的な収集運搬体制の構築に努める。

##### 【5-2】高齢者へのごみ出し支援【強化】

本市では高齢化が進行しており、今後家庭からのごみ出しに課題を抱えるごみ出し困難者が増えることが予想され、ごみ処理分野でも高齢化に対応した取組が必要となる。このため、対象者のニーズを把握するとともに、他自治体の取組事例について調査を行い、高齢者等のごみ出し困難者へのごみ出し支援の方策について検討を行う。

(収集運搬計画)

計画収集区域	真庭市全域
実施主体	真庭市
収集形態	委託・許可収集 (民間の提案及び能力等を最大限活用する事業方式についても検討する。)

#### 施策 6 中間処理・最終処分体制の構築

##### 【6-1】中間処理施設の適正な維持管理【新規】

新たな廃棄物処理体制が構築されたところでおり、今後は処理体制の変化に留意しつつ施設の安定的な稼働に努めていく。また、クリーンセンターまにわの適切な維持管理を行うとともに、延命化に向けた検討を行う。

また、クリーンセンターまにわにおいて延命化に向けた大規模工事を実施する場合は、本市で発生するごみの処理先の確保に向けて近隣市町村等と連携を図るものとする。なお、最新の資源化等の情報収集や検討などを行い、最終処分の削減を目指すものとする。

(中間処理計画)

実施主体	真庭市
施設の整備計画	クリーンセンターまにわは長寿命化計画に基づき適切な維持管理を行うとともに施設の延命化について検討する。 真庭市くらしの循環センターは稼働を開始したところであり、今後も適切な維持管理を行い安定稼働に努める。

### 【6-2】リユースプラザのあり方の検討 【新規】

リユースプラザでは、リユース品の販売やリサイクル工房教室を開催しており、「環境学習の場」及び「市民の交流の場」としての機能が期待されている。一方でリユースプラザは市民の来訪が少なく、本来の機能が十分に発揮されていないことが課題となっている。このため、リユースプラザに求められる役割や市民のニーズの把握等を通じ、今後の施設のあり方について検討していく。

### 【6-3】新たな最終処分場の検討

ごみの安定的な処分の継続に向けて、今後、経済面・環境面等の複数の観点を考慮しつつ、望ましい最終処分体制について検討をしていく。

(最終処分計画)

実施主体	真庭市
施設の整備計画	民間事業者に委託をしている状況にあるため、望ましい最終処分体制について検討する。

### 【6-4】災害廃棄物処理への対応 【新規】

近年、全国的にも災害が頻発化しており、本市においても平常時から災害発生時を想定した対策に取り組むことが重要となる。

災害廃棄物の適正処理に向け「真庭市災害廃棄物処理計画」に基づき、日常的に災害時に備えた訓練を行うとともに、市民や事業者に対し、災害時におけるごみの分別方法や仮置場の利用方法等について情報提供を行い、災害廃棄物の円滑な処理に努める。

### 【6-5】特別管理一般廃棄物の適正処理

廃棄物処理法施行令第1条においては、特別管理一般廃棄物として「ポリ塩化ビニルを使用した部品」「廃水銀」「ばいじん」「感染性一般廃棄物」が定められている。特別管理一般廃棄物は定められた方法により処理を行う必要があり、今後は各品目の処理方法に関する周知を図ることにより適正処理の推進に努める。

(特別管理一般廃棄物の処理方法)

ポリ塩化ビニル (PCB) を使用した部品	廃エアコンディショナー・廃テレビジョン受信機は家電リサイクル法に基づき処理。廃電子レンジは販売店等での引取りを促進。
廃水銀	廃水銀は水銀廃棄物ガイドライン（環境省）に従い、適正処理を推進。
ばいじん	適正処理後、最終処分場に埋立処分
感染性一般廃棄物	医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進。 在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進。

### 【6-6】適正処理困難物への対応

適正処理困難物は、本市のごみ処理施設での処理は行わず、専門の処理業者へ持ち込むものとする。適正処理困難物への対応に当たっては、住民へ適正排出を指導するとともに、市のHP等で処理業者を紹介する等の周知啓発に努める。

(適正処理困難物の対応方法)

家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	販売店に相談、または家電リサイクル券を購入し、市もしくは指定法人に引渡し。
消火器	販売店や消火器リサイクル推進センターに相談。
ガスボンベ（カセットボンベは除く）	販売店に相談。
バッテリー	各種団体の資源回収の利用、または販売店に相談。

### 【6-7】リチウムイオン電池の適正処理【新規】

近年、ごみ焼却施設においてリチウムイオン電池の混入による火災事故の発生が問題視されている。本市では、リチウムイオン電池の市による収集は行っておらず専門の業者へ持ち込むこととしており、市民に対し、その危険性と適正な排出を指導するとともに市のHP等で回収業者を紹介する等によりリチウムイオン電池の適正処理に努める。また、市内家電販売事業者等との連携した取組を検討していく。

## 基本方針 4 多様な主体間の協働の推進

### 施策 7 学校との連携

市内の学校と連携し、持続可能な社会の担い手育成を目的に本市の資源循環について学べる環境学習の出前講座を実施している。

今後も継続して学校と連携し環境教育を行うことで、児童の環境に対する理解・意識の向上を図るとともに、環境人材の育成に取り組んでいく。

### 施策 8 住民との連携

市民の中から環境衛生委員を選任し、協働して市内の環境美化に取り組んでおり、今後も継続的に活動を進めていく。また、ごみの減量化や生ごみ等の資源物の分別促進に係る市民理解の向上を図るため、環境衛生委員と連携した、効果的な情報発信に努めていく。

### 施策 9 民間事業者との連携

#### 【9-1】民間事業者との連携による資源回収

現在、市内の複数店舗に自主回収による資源回収拠点があり、今後は、設置店舗の情報について、市のHP等で紹介し周知するなど、更なる資源物の回収に努める。

#### 【9-2】民間事業者との連携による資源化の推進

現在、粗大ごみ（布団、畳等）や廃食用油は民間事業者において燃料化を行っている。また、焼却処理に伴い発生する焼却残渣は民間の施設において路盤剤として資源化を行っており、今後もこれらの品目に関しては民間事業者と連携し継続して資源化を推進していく。

### 施策 10 庁内関係機関との連携

ごみの課題は、産業分野や福祉分野等の他分野とも密接に関係しており、庁内で横の連携を強化し、ごみの減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組の推進に努める。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の状況

#### (1) 生活排水処理体制

#### 【生活排水の収集運搬】

し尿及び浄化槽汚泥は許可業者により収集を行っている。

#### 【生活排水の中間処理】

生活排水処理の流れは、図 3-1-1 に示すとおりである。

し尿や浄化槽汚泥は、令和 5 年度までは「旭水苑」で処理を行っていたが、令和 6 年度以降は「真庭市くらしの循環センター」でバイオ液肥化を行っている。

また、下水道（終末処理場）及び農業集落排水処理施設において発生する汚泥は、民間事業者への委託処理を行っている。

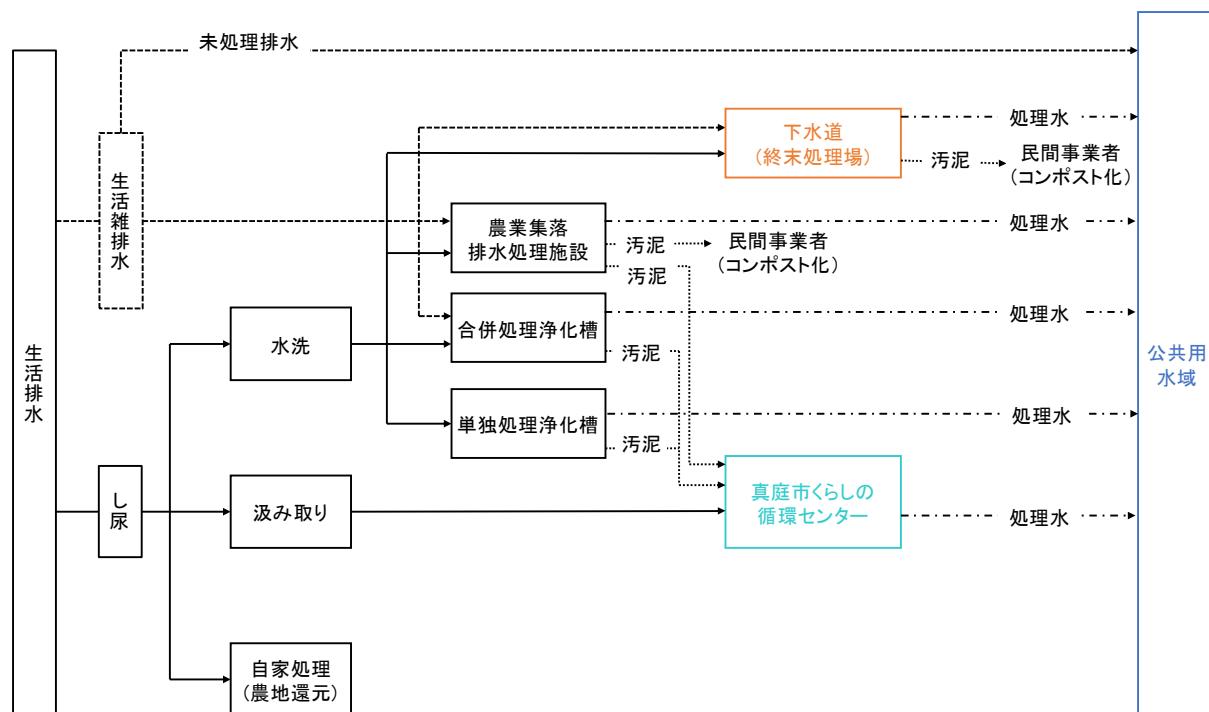


図 3-1-1 生活排水処理の流れ

## (2) 生活排水処理の実績

### 【生活排水処理人口】

生活排水処理人口は、図 3-1-2 及び表 3-1-1 に示すとおりである。

公共下水道人口は、令和元年度において 10,739 人であったのに対し、令和 5 年度は 11,915 人となっている。また、汚水衛生処理率は令和元年度において 66.7% であったのに対し、令和 5 年度は 75.2% となっている。



図 3-1-2 汚水衛生処理率等の推移

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口の内訳

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共下水道人口	10,739	11,191	11,520	11,615	11,915
集落排水施設人口	0	0	3,921	3,926	3,881
合併処理浄化槽人口	18,815	19,136	15,348	15,548	15,703
単独処理浄化槽人口	2,572	2,394	2,316	2,136	1,952
計画収集人口	12,182	11,587	10,485	9,594	8,405
自家処理人口	9	9	8	8	8
総人口	44,317	44,317	43,598	42,827	41,864

※令和2年度以前の集落排水施設人口は、合併処理浄化槽人口に計上し集計している。

## 【し尿等の排出量】

し尿等の排出量は、図 3-1-3 に示すとおりである。

汲み取りし尿は令和元年度において 9,474kL/年であったのに対し、令和 5 年度は 8,354kL/年となっている。また、浄化槽汚泥は令和元年度において 19,519kL/年であったのに対し、令和 5 年度は 20,151kL/年となっている。

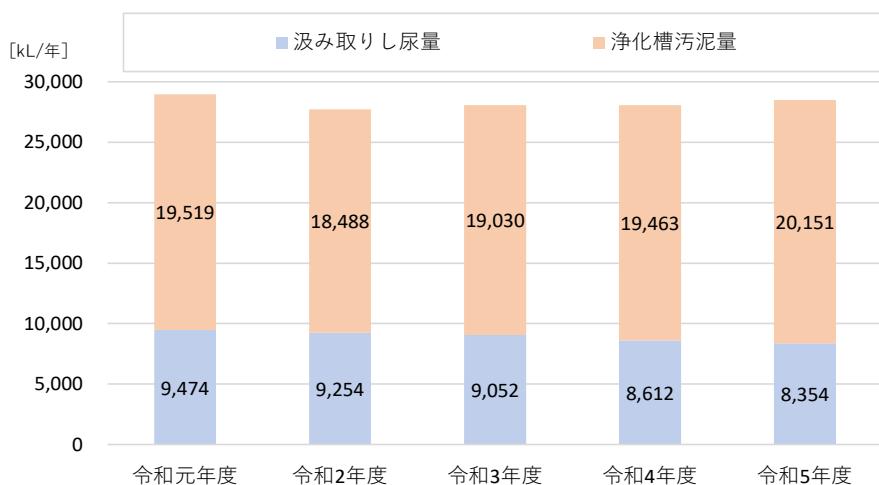


図 3-1-3 し尿等の排出量

## 【生活排水処理経費】

生活排水処理経費は、図 3-1-4 に示すとおりである。

生活排水処理経費は、令和元年度において約 1.53 億円であったのに対し、令和 5 年度は 1.44 億円となっている。また、生活排水 1kL 当たりの処理経費は、令和元年度において 5,270 円であったのに対し、令和 5 年度は 5,040 円となっている。

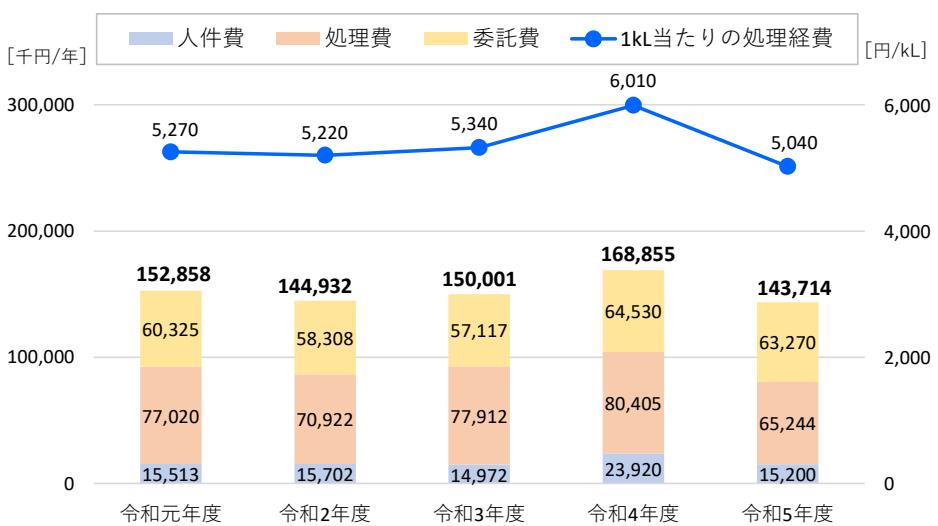


図 3-1-4 生活排水処理経費

### (3) 将来推計

生活排水処理形態別人口の推計結果は、図 3-1-5 及び表 3-1-2 に示すとおりである。

公共下水道人口は、令和 5 年度に 11,915 人に対し、令和 12 年度は 12,773 人、令和 17 年度は 12,015 人、令和 22 年度は 11,350 人となる見込みである。

汚水衛生処理率は、令和 5 年度は 75.2%に対し、令和 12 年度は 84.1%、令和 17 年度は 85.3%、令和 22 年度は 86.3%となる見込みである。

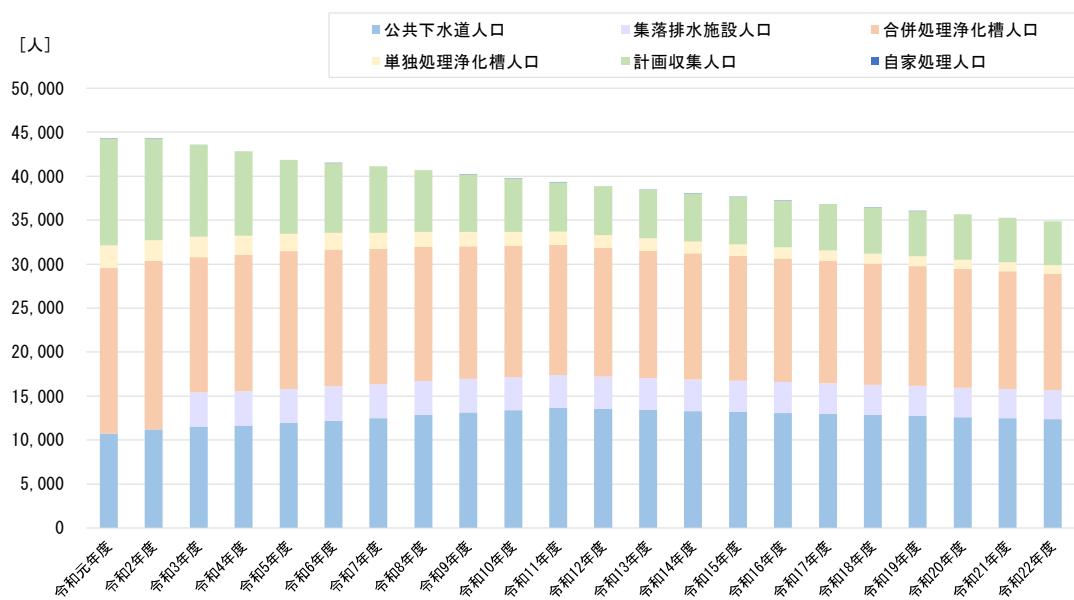


図 3-1-5 生活排水処理形態別人口の推計結果

表 3-1-2 生活排水処理形態別人口の推計結果

	単位	現状	将来推計			
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
公共下水道人口	人	11,915	11,904	12,773	12,015	11,350
集落排水施設人口	人	3,881	3,713	3,467	3,231	3,023
合併処理浄化槽人口	人	15,703	15,391	14,637	13,920	13,238
単独処理浄化槽人口	人	1,952	1,799	1,467	1,196	975
計画収集人口	人	8,405	6,485	4,348	3,830	3,406
自家処理人口	人	8	8	8	8	8
総人口	人	41,864	39,300	36,700	34,200	32,000
汚水衛生処理率	%	75.2	78.9	84.1	85.3	86.3

## 2 生活排水処理の評価

### (1) 前回計画の目標達成見込み

前回計画における目標の達成見込みは表 3-2-1 に示すとおりである。

汚水衛生処理率の目標値については達成が難しい見込みである。

表 3-2-1 前回計画における目標の達成見込み

区分	指標	目標	達成見込み (令和 7 年度推計値)
生活排水	汚水衛生処理率	令和 7 年度に 85%とする	✗ (78.9%)

### (2) 県内市町村との比較

#### 【汚水衛生処理率】

汚水衛生処理率を県内市町村と比較した結果は図 3-2-1 に示すとおりである。

令和 5 年度における汚水衛生処理率は 75.2% であり、全国値 90.4% 及び岡山県全体の実績 83.9% より低い状況である。

また、汚水衛生処理率は、岡山県内の市町村の中でも 6 番目に低い状況である。

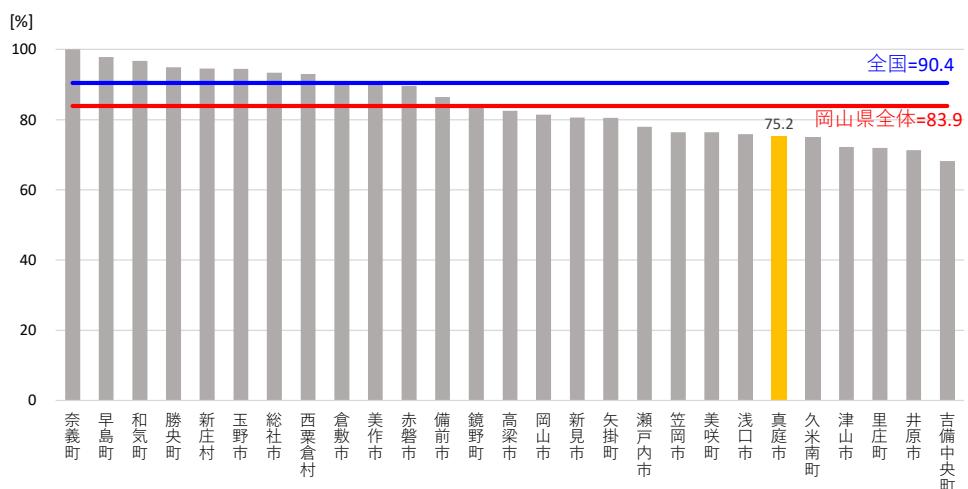


図 3-2-1 県内市町村における汚水衛生処理率（令和 5 年度）

### 3 生活排水処理の課題

#### 【課題：汚水衛生処理率の向上】

公共下水道人口や合併処理浄化槽人口は増加しているものの、汚水衛生処理率は県平均値より低くなっている。このため、本市では、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換を促進していくことが肝要である。また、市民に対し水質汚濁の防止や生活環境の保全に向けた啓発活動を行い、環境意識の向上に努める必要がある。

### 4 生活排水処理の目標

本計画で目指すべき数値目標及び数値目標の考え方は次に示すとおりである。

#### (数値目標) 汚水衛生処理率：84%以上

#### 【数値目標の考え方】

本計画の生活排水処理に係る数値目標は、本章の第1節(3)で示した公共下水道整備計画における生活排水処理人口等の将来推計の見込みを達成することを目指すものとし、表3-4-1に示すとおりとする。

本計画では、汚水衛生処理率について令和12年度以降は84%以上、令和22年度は86%を目指すものとする。

表 3-4-1 生活排水処理の目標

	単位	現状	数値目標			
		令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	
汚水衛生処理率	%	75.2	84	85	86	
(参考) 総人口	人	41,864	36,700	34,200	32,000	
(参考) 汚水衛生処理人口	人	31,499	30,877	29,166	27,611	

## 5 基本方針と施策

### (1) 基本方針

本市では、以下に示す2つの基本方針を掲げ、各種取組を実施する。

#### 【基本方針1：適正処理等の推進】

汚水衛生処理率が岡山県内の他市町村と比較し低い状況にあり、今後は汚水衛生処理率の向上に努めることが課題となっている。このため、本市では汚水衛生処理率の向上に向け、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備等、適正処理等の推進に取り組んでいく。

#### 【基本方針2：多様な主体間の協働の推進】

基本方針1に示した生活排水の適正処理に向けては、「住民」「事業者」「行政」の各主体が主体的に取り組むとともに、主体間での協働が必要不可欠である。このため、本市では主体間での連携強化を図り、多用な主体間での協働した取組の推進を目指す。

### (2) 取組施策

#### ア 施策の体系

本計画の施策体系は以下に示すとおりである。

本計画では（1）で掲げた2つの基本方針に基づき取組を実施する。

#### 基本方針1 適正処理等の推進

- 施策1 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽設置の推進
- 施策2 効率的な収集運搬体制の構築
- 施策3 継続的な処理・処分体制の構築
- 施策4 災害廃棄物処理への対応（再掲）
- 施策5 住民に対する広報・啓発活動の推進

#### 基本方針2 多様な主体間の協働の推進

- 施策6 学校との連携（再掲）
- 施策7 民間事業者との連携（再掲）

## イ 具体的な取組

本計画における各取組の具体的な内容は、下記に示すとおりである。

### 基本方針 1 適正処理等の推進

#### 施策 1 公共下水道への接続及び合併処理浄化槽設置の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道、農業集落排水処理施設の整備区域内においては、管渠への接続を推進し、公共下水道等の加入率を向上させる。また、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備区域以外については、浄化槽設置整備事業によりし尿くみ取り家庭やみなしえ浄化槽の設置者について、高度処理型合併処理浄化槽への転換を推進する。

#### 施策 2 効率的な収集運搬体制の構築

本市では、公共下水道が普及する一方で、し尿等の汲み取り量の減少により収集効率の低下が課題となっており、今後は収集頻度や収集ルート等の見直しを行い、効率的な収集運搬体制の構築に努めていく。

(収集運搬計画)

実施主体	真庭市
計画収集区域	真庭市全域
収集形態	許可収集

#### 施策 3 継続的な処理・処分体制の構築

本市では、新たな廃棄物処理体制が構築され、し尿及び浄化槽汚泥は真庭市くらしの循環センターにおいてメタン発酵処理を行っている。今後は処理体制の変化に留意しつつ、中間処理施設の安定的な稼働に向け適正な維持管理に努める。また、安定的な処分の継続に向けて、今後、経済面・環境面等の複数の観点を考慮しつつ、新たな最終処分場の整備に向けた検討を行うこととする。

(中間処理・最終処分計画)

実施主体	真庭市全域
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"><li>し尿及び浄化槽汚泥は、真庭市くらしの循環センターにおいてメタン発酵処理を行い、バイオ液肥を製造する。</li><li>下水道（終末処理場）及び農業集落排水処理施設において発生する汚泥は、民間事業者への委託処理を行う。</li></ul>
最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"><li>真庭市くらしの循環センターにおいて発生する発酵不適物については、クリーンセンターまにわにおいて焼却処理を行った後、焼却残渣は民間事業者への委託処理を行う。</li></ul>

#### **施策 4 災害廃棄物処理への対応（再掲）**

本市では災害発生時における円滑な災害廃棄物処理に向け、仮設トイレやその他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、収集運搬ルートの検討や周辺自治体の処理施設との連携体制の構築により適正処理に努める。

#### **施策 5 住民に対する広報・啓発活動の推進**

本市では、生活排水処理について幅広い世代に情報が行渡るよう「広報誌」「市のHP」「テレビ」「SNS」等の多様な媒体を用いた効果的な情報提供を行い周知・啓発に努める。

#### **基本方針 2 多様な主体間の協働の推進**

#### **施策 6 学校との連携（再掲）**

本市では市内の学校と連携し環境について学べる出前講座を実施しており、今後も継続して学校と連携し環境教育を行い、生活環境の向上や水環境の保全に対する理解・意識の向上に努める。

#### **施策 7 民間事業者との連携（再掲）**

本市では民間事業者等と連携し講習会を開催するとともに、市民が身近な環境を認識することが出来るよう水生生物調査等の地域イベントを計画することにより、生活排水処理の必要性等について普及啓発に取り組んでいく。